

## 平成26年度予算概算要求に係る政策アセスメント

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）に基づき、平成26年度予算概算要求等にあたって、36件の施策について政策アセスメント（事業評価方式）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

### 1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選するものである。

政策アセスメントは、新たに導入を図ろうとする施策等を対象として実施する。評価は、各局等及び各外局が実施し、それをもとに政策統括官が評価書を取りまとめる。

#### （評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標（アウトカム目標）のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

施策の必要性については、「ロジカル・フレームワーク」と呼ぶ分析手法を用いて評価を行うこととしている。ロジカル・フレームワークとは、具体的には以下の①から④のそれぞれについて分析し、それらのロジカル（論理的）なつながりを構築するものである。

- ①目標と現状のギャップ分析
- ②現状が目標を達成していないことの原因分析
- ③目標を達成するためには現在のシステムを見直す（改善する）必要があること（＝政策課題）を示す
- ④当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段（＝施策、事務事業）を提示する

また、効率性については、施策の実施のために要する費用と効果等について説明し、有効性については、導入しようとする施策等の実施が目的、目標を実現する上で、どの程度効果的であるかを説明する。さらに、事後検証又は事後評価の実施方法及び時期を明らかにする。

#### （第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会を必要に応じて開催することとしている（国土交通省政策評価会の議事録等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

### 2. 今回の評価結果等について

今回は、平成26年度予算概算要求にあたって、予算概算要求等に係る36の施策について評価を実施した。

以上

## 政策アセスメント 施策一覧(平成26年度予算概算要求等関係)

施策等名		
政策目標1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
1	長期優良化リフォーム推進事業の創設	1
政策目標2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
2	民間活カインベーション推進下水道事業の創設	4
政策目標4. 水害等災害による被害の軽減		
3	緊急地震速報・津波観測情報の高度化	7
4	地下街防災推進事業の創設	10
5	みどりの防災・減災対策推進事業の創設	12
6	下水道老朽管の緊急改築推進事業	15
7	災害対策等緊急事業推進費の制度拡充	18
8	緑の防災・減災の推進	21
政策目標5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
9	地下鉄の戦略的な維持管理・更新の推進	23
10	本州四国連絡橋(本四備讃線)の耐震補強事業	25
11	鉄道施設の戦略的な維持管理・更新の推進	28
12	コンビナート港湾の強靱化の推進	31
政策目標6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
13	港を核とした国際コンテナ物流網の強化(国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速)	34
14	戦略的訪日拡大プランの推進	39
15	観光地ビジネス創出の総合支援	42
16	地方航空路線活性化プログラムの創設	45
政策目標7. 都市再生・地域再生の推進		
17	国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の創設	48
18	都市機能立地支援事業の創設	51
政策目標8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
19	旅客自動車運送事業等における訪日外国人旅行者の利用促進	54
政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
20	社会資本情報のプラットフォーム構築	57
21	電気通信施設の長寿命化対策の検討	60
22	老朽化対策に資する新たな点検・診断技術の開発・導入等	63
23	モニタリング技術の開発・活用検討	66
24	メンテナンス技術の確立・育成	69
25	インフラ長寿命化の推進	72
26	次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進	75
27	ヘルスケアリット等の活用に向けた環境整備	78

28	多様な入札契約方式等の導入・活用の推進	81
29	海洋産業の戦略的育成のための総合対策	84
30	新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立	87
31	海洋エネルギーの活用促進のための安全・環境対策	91
政策目標10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
32	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 (エンジン都市圏を核とした周辺都市圏との広域連携の推進)	94
33	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 (地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の推進)	97
34	多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業の創設	101
35	イノベーションをもたらす地理空間(G空間)情報の活用の推進	104
36	奄美群島の振興開発に係る交付金制度の創設	107

【No.      】

( 1 / 2 )

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等			
担当課	・ ・ 局 ・ ・ 課	担当課長名	課長      ・ ・ ・ ・
施策等の概要	対象施策等の内容を簡潔かつ明確に記載。 予算関係、税制関係、法令関係等の区別を明確に記載。		
施策等の目的	対象施策等の目的を簡潔かつ明確に記載。		
政策目標	どの政策目標の実現に資するかを明記。		
施策目標	どの施策目標の実現に資するかを明記。		
業績指標	どの業績指標に関連するかを明記。		
検証指標	関係する業績指標がない場合、当該施策等が目的を達成したか否かを事後に明らかにするために設定。		
目標値	業績指標又は検証指標の目標値を記載。		
目標年度	業績指標又は検証指標の目標年度を記載。		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b> 目標と現状のギャップを明示。</p> <p><b>ii 原因の分析</b> ギャップが生じている原因を分析。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> 目標を達成するためには、現在のシステムの見直しや改善が必要であること（＝政策課題）を明示。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b> 政策課題を解決するための具体的手法・手段を提示。</p>		
社会的ニーズ	対象施策等が社会や国民等のニーズに適っていることを説明。		
行政の関与	行政の関与の必要性を説明。		
国の関与	国の関与の必要性を説明。		

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等の 効率性		代替案がない場合に、対象施策等を実施した場合と対象施策等を実施しない場合を比較し、費用に見合った効果が得られているか説明。
	費用	対象施策等の実施のために必要となる費用について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	効果	対象施策等の実施によって実現すると予測される効果について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
代替案との 比較	概要	対象施策等以外の選択肢（代替案）設定し、その内容を説明。
	費用	代替案の実施のために必要となる費用について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	効果	代替案の実施によって実現すると予測される効果について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	比較	代替案の実施により費用に見合った効果が得られているか検討。
施策等の 有効性		施策等の実施による効果が、業績指標又は検証指標の目標値の達成にどの程度寄与しているかを明示。
その他特記 すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見</li> <li>・ 関連する閣議決定、施政方針演説等における位置づけ</li> <li>・ 目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの</li> <li>・ 政策レビュー、政策チェックアップ等との関係</li> <li>・ 事後評価又は事後検証の実施方法及び時期 等</li> </ul>

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等	長期優良化リフォーム推進事業の創設		
担当課	住宅局住宅生産課	担当課長名	伊藤 明子
施策等の概要	<p>既存住宅ストックのインスペクション、性能の向上に資するリフォーム及び適切なメンテナンスによる住宅ストックの長寿命化に資する優良な取組を支援する（予算関係）</p> <p>【予算要求額：6,478百万円】</p>		
施策等の目的	諸外国と比較しても既存住宅ストックの活用が遅れている中で、本事業の実施により、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境を醸成する。		
政策目標	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
施策目標	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
業績指標	5 住宅の利活用期間（滅失住宅の平均築後年数） 7 既存住宅の流通シェア		
検証指標	－		
目標値	5：40年（平成20年実績値：約27年） 7：25%（平成20年実績値：14年）		
目標年度	平成32年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国における滅失住宅の平均築後年数は27年であり、諸外国と比較して非常に短い（アメリカ66.6年、イギリス80.6年等）。また、既存住宅の流通シェアも、約13.5%と欧米諸国の1/6程度の低水準である。</li> <li>リフォームは維持・補修が殆どであり、住宅の長寿命化や性能向上に資するリフォームはあまり行われていない。</li> </ul> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中古住宅は新築時の品質や性能の違いに加えて、その後の維持管理や経年変化の状況により物件ごとの品質等に差があることから、消費者が中古住宅の品質・性能に対する不安を感じている。</li> <li>リフォームについても、工事の規模や内容が様々であるなかで、消費者がリフォーム工事の妥当性を確認するのが困難である状況がある。また、性能向上リフォームの市場環境は未成熟であり、民間事業者の自助努力だけで住宅の性能向上リフォームを早期に普及させることは困難である。</li> </ul>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>より質の高い住宅への既存住宅の改修を促進し、市場において流通しやすくするためには、中古住宅を改修により長期優良住宅化するための基準を整備するとともに、既存住宅ストックの質の向上に資するリフォーム等を支援することが必要。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>以下の要件を満たす取組に対し、その工事費等に対して支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インспекションの実施</li> <li>○ 維持保全計画の作成（履歴の保存）</li> <li>○ 一定以上の耐震性能を満たすものとする</li> <li>○ 以下のいずれかの項目について、一定の基準を満たすリフォームを行うこと <ul style="list-style-type: none"> <li>①劣化対策、②耐震性の向上、③維持管理・更新、④省エネ性能の向上</li> </ul> </li> <li>○ 技術の開発や普及に関する先進的・先導的な取組を行うもの</li> </ul>
<p>社会的ニーズ</p>	<p>我が国においては、滅失住宅の平均築後年数が短く、その資産価値も経年で大きく減少する傾向にある中で、適切な維持管理とリフォームにより住宅の質の維持・向上が図られ、さらに良質な中古住宅の資産価値が適切に評価され流通が促進されるようになれば、住宅の資産価値が維持・拡大し、国民の資産増大が実現されるため、社会的ニーズは高い。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>今般新たに既存住宅の長期優良化に向けた基準が示される中で、そのような基準達成に向けた性能向上リフォームの市場環境は未成熟であるため、民間事業者の自助努力だけで早期に普及させることは困難であり、行政の関与は不可欠である。</p>
<p>国の関与</p>	<p>新築に係る基準と同様に、既存住宅の長期優良化に向けた基準は国において整備しており、特定の地域のみに関連した施策ではないことから、国の関与が不可欠である。</p>

<p>施策等の効率性</p>	<p>本施策によらず、高い基準を満たす住宅のリフォームやそれに関する技術開発を民間事業者自らの資金だけで行わせることとした場合には、民間事業者には基準を満たす住宅を建設するインセンティブがなく、また、新たに開発される技術も広く活用されないこととなり、既存住宅ストックの質の向上や流通促進の取組みが停滞し、既存住宅ストックの活用は限定的になる。</p> <p>一方、下記の費用を要するものの、本施策により民間の長期優良化リフォームを加速する大きな効果が見込まれる。</p>
<p>費用</p>	<p>6, 478百万円</p>
<p>効果</p>	<p>新たな基準に対応したリフォームの取組に対してインセンティブを与えるとともに、技術の開発や普及に関する先進的・先導的な取組みを評価し、広く公表することで、民間の長期優良化リフォームに向けた取組を加速化する。</p>

代替案との比較	概要	民間等が行う改修工事について、改修前と比較して一定の省エネ効果が見込まれる場合に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。
	費用	同額（6,478百万円）と仮定
	効果	住宅ストックの質の向上やリフォーム投資の促進による景気拡大、地域経済の活性化が見込まれる。
	比較	特定の改修に特化した制度と比較し、同様な効果に加えて、住宅ストックの総合的な質の向上や長寿命化が見込まれる。 また、基準を設けるとともに先進的・先導的な取り組みを支援することにより、一定の質を担保しつつ、新たな技術の開発・普及が期待出来る。
施策等の有効性	本施策等に実施により、新たな制度における初期段階の取組を支援し、また、新たな知見や技術を民間事業者間で共有することで、効率的に関連する業績指標の目標値を達成することが出来ると見込まれることから、本事業は有効である。	
その他特記すべき事項	○ 関連する閣議決定等 ・ 中古住宅・リフォームトータルプラン（平成24年3月26日策定） ・ 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）  ○ 平成27年度政策チェックアップ（平成28年度実施）により事後評価を実施。	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	民間活カイノベーション推進下水道事業の創設		
担当課	水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課	担当課長名	課長 増田 隆司
施策等の概要	<p>今後、自治体の負担を軽減し、持続可能な下水道事業を実現していくためには、PPP/PFIの積極的な活用等を推進することが求められている。また、エネルギー需給の逼迫といった社会背景を踏まえ、革新的な技術によるエネルギー利活用の効率化等を推進する必要がある。</p> <p>このため、PPP/PFI事業等や下水道革新的技術実証事業で検証を行った先導的・革新的な技術等の普及促進事業について支援する補助制度を創設し、再生可能エネルギーの利用促進等を図る。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：910百万円】</p>		
施策等の目的	<p>下水道分野における再生可能エネルギーの利用促進等を図ることを目的に、PPP/PFI事業等の官民連携事業、先導的・革新的な技術等の普及促進事業について支援するものである。</p>		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する		
業績指標	31 下水汚泥エネルギー化率		
検証指標	—		
目標値	約29%（平成23年度実績値：約13%）		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>財源確保やエネルギー需給が厳しい中、今まで以上に民間のノウハウを活用することや先導的・革新的な技術の導入することなどにより社会資本の整備・維持更新と財政健全化の両立や資源・エネルギーの循環利用が求められている。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>厳しい財政状況にある地方公共団体では、再生可能エネルギー利用事業等に対する事業の優先順位は低く、事業展開の拡大が見込めないため、再生可能エネルギーの利用はごく一部である。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>再生可能エネルギーの利用促進を図るためには、民間のノウハウの活用や先導的・革新的な技術の導入など地方公共団体を支援する施策を講じる必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>PPP/PFI事業等や下水道革新的技術実証事業で検証を行った先導的・革新的な技術等の普及促進事業について支援する補助制度を創設する。(補助率1/2、11/20、2/3等)</p>
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本再興戦略」(平成25年6月14日)において、「PPP/PFIの活用による大胆な民間資金・知恵の導入」や「バイオマス等の再生可能エネルギーの徹底活用」を促進すると示された。</li> <li>「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日)において、「民間資金・ノウハウの活用、PPP/PFIの積極推進」や「低炭素か、持続可能な経済社会の実現」を進めることが示された。</li> <li>「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日)にて、民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業を重点的に推進すると示された。</li> </ul>
行政の関与	下水道施設の整備は、地方公共団体が事業主体であるため、行政の関与が不可欠。
国の関与	再生可能エネルギーの利用は国家的課題であり、民間資金・ノウハウの活用するPPP/PFI事業や全国のモデルとなる先導的・革新的な事業については、国として支援する必要がある。また、厳しい財政状況にある地方公共団体単独では、再生可能エネルギー事業の優先順位は低いいため、国が支援する必要がある。

施策等の効率性		本施策によらず、地方公共団体の単独事業とした場合には、官民連携事業や再生可能エネルギー利用促進事業を実施することで、エネルギー利活用の促進等が図られるが、事業展開の拡大は見込めず、その効果は限定的である。
	費用	910百万円(平成26年度予算要求額) PPP/PFI事業等や下水道革新的技術実証事業で検証を行った先導的・革新的な技術等の普及促進事業にかかる費用
	効果	国が重点的に支援する補助制度を設立することにより、再生可能エネルギー利用促進事業等の実施が見込まれる。
代替案との比較	概要	—
	費用	—

	効果	—
	比較	—
施策等の有効性		本施策を実施することにより、民間の技術的能力の活用や先導的・革新的な技術の導入されることで、効果的に再生可能エネルギーの利用促進が図られることから、十分な有効性を有する。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「日本再興戦略」（平成25年6月14日）において、「PPP/PFIの活用による大胆な民間資金・知恵の導入」や「バイオマス等の再生可能エネルギーの徹底活用」を促進すると示された。</li> <li>・ 「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日）において、「民間資金・ノウハウの活用、PPP/PFIの積極推進」や「低炭素か、持続可能な経済社会の実現」を進めることが示された。</li> <li>・ 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日）にて、民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業を重点的に推進すると示された。</li> <li>・ 再生可能エネルギーの利用促進については、平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。</li> </ul>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	緊急地震速報・津波観測情報の高度化		
担当課	気象庁地震火山部管理課	担当課長名	管理課長 上垣内 修
施策等の概要	<p>気象庁の地震、津波観測網のデータ収集・解析に加え、他機関データも収集・解析し、海域で発生する地震・津波をいち早く検知し、精度の高い緊急地震速報及び津波観測情報を迅速に提供する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：1,162百万円】</p>		
施策等の目的	<p>海域での地震波・津波の早期検知により、精度の高い緊急地震速報及び津波観測情報を迅速に提供し、地震及び津波による被害の軽減に寄与する。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する。		
業績指標	45 緊急地震速報の精度向上		
検証指標	—		
目標値	<p>緊急地震速報において、震度4以上を観測又は予想した地震について、予想誤差が計測震度±1以下に収まる地域の割合を平成22年度の28%から平成27年度までに85%以上とする。（平成24年度実績値：79%）</p>		
目標年度	平成27年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>平成23年東北地方太平洋沖地震においては、活発な余震活動に伴い適切に緊急地震速報が発表できない事例が多発した。システム上の様々な問題、限界等に対し、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」や気象庁の「緊急地震速報評価・改善検討会技術部会」等において、緊急地震速報、及び津波警報等の発表に関わる技術的改善や、東北地方太平洋沖地震を受けて強化された観測データの利用等について多くの提言を受けた。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>緊急地震速報の処理において、同時に発生した地震を分離して処理できず一つの地震として処理するなどの計算アルゴリズムの課題があった。また、現行システムでは平成23年東北地方太平洋沖地震の様な巨大な地震を迅速に精度良く分析することが困難であった。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>巨大な地震の精度良い分析、同時に発生する地震の処理の分離、海域の観測点を取り込んだ精度の良い情報の発表のいずれにおいても、現在以上に膨大なデータ量を速やかに分析するためのシステムの能力向上が不可欠である。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p>		

	平成23年東北地方太平洋沖地震を受けた機能強化を含めて、平成26、27年度で本庁及び大阪管区気象台の地震活動等総合監視システム（EPOS）中枢システム並びに札幌、仙台、福岡管区気象台及び沖縄気象台のクライアント端末を更新・強化する。	
社会的 ニーズ	日本海溝沿いの巨大地震や南海トラフ地震を始めとして海域における巨大な地震の発生が懸念されており、迅速・確実な避難が求められている。この事からも、海域での地震波・津波の早期検知による精度の高い緊急地震速報及び津波に関する情報の迅速な提供に関する社会的なニーズは大きい。	
行政の関与	地震及び津波に関する情報については、国民の安全・安心に影響を及ぼすものであり、地震及び津波の被害を軽減するためには、行政が責任を持って被害防止・軽減につながる情報を提供する必要がある。	
国の関与	巨大な地震が地域を問わず発生する可能性があり、ひとたび発生した場合は広い範囲にわたって影響を受ける。このような災害に対しては海域も含めた全国規模の地震及び津波の観測ネットワークが必要である。従って、地方ではなく国の責務として実施する必要がある。	
施策等の 効率性		
費用	1,162百万円（平成26年度予算要求額）	
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大深度地震計、海底地震計、インライン式海底ケーブル地震計等の海域における観測データを活用することにより、特に海域で発生した地震において緊急地震速報の迅速かつ高精度な提供を図る。</li> <li>・沖合津波計等の観測データを活用し、観測値と津波の予測値との比較・評価、再シミュレーションを迅速に処理し、津波観測情報の高度化や、津波警報等の改善を図る。</li> <li>・巨大な地震において、その規模を早期把握することにより、より精度の高い津波警報への更新を実現する。</li> </ul>	
代替案との 比較	概要	現行の地震活動等総合監視システムと同機能の能力を有するシステムに更新し解析や情報提供を継続する。
	費用	1,314百万円（平成19～21年度において地震活動等総合監視システム更新時に要した予算額）
	効果	緊急地震速報及び津波観測情報の精度については、計算手法の改善等による限定的な精度向上のみが見込まれる。
	比較	<p>今後増加が見込まれる海域における観測データを、新たにシステムに取り込み活用することが困難となるため、施策を実施した場合と比較して以下の点で異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海域の観測データを活用した迅速な情報提供がなされない。</li> <li>・海域の観測データを活用した情報の精度向上がなされない。</li> </ul>
施策等の 有効性	本施策の実施により、処理能力の向上したシステムを活用して、他の行政機関や研究機関が観測する海域の観測点を含めた大量のデータを迅速に処理し、緊急地震速報や津波警報等の迅速かつ高精度な提供が可能となる。これにより、海域で発生した巨大地震において、緊急地震速報から強い揺れが到達するまでの猶予時間が増加し、身の安全を図ることで揺れによる負傷者数の減少が見込まれるとともに、津波警報等の迅速な提供による津波	

	<p>到達時刻までの猶予時間が増加することで、沿岸の住民がより確実速やかに高台等へ避難することが可能となり、より多くの住民の生命を救うことが見込まれる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」や気象庁の「緊急地震速報評価・改善検討会技術部会」等の様々な報告において、緊急地震速報及び津波警報等の発表に関わる技術的改善の必要性が指摘されている。</p> <p>また、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ巨大地震を対象として当面取り組むべき対策等を取りまとめた最終報告が平成 25年5月に報告され、緊急地震速報の迅速性と精度の向上、津波に関する観測データの関係機関との共有、津波に関する予測の精度向上について検討を進める必要があるとされている。</p> <p>平成27年度政策チェックアップ（平成28年度実施）により事後評価を実施。</p>

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等	地下街防災推進事業の創設		
担当課	都市局街路交通施設課	担当課長名	清水 喜代志
施策等の概要	<p>安心避難対策ガイドラインを踏まえ地下街会社が行う安全対策のための計画の策定を支援するとともに、当該計画に基づき地下街会社が行う防災・安全対策の取組みを支援する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：2,000百万円】</p>		
施策等の目的	大規模地震発生時における地下街の防災性・安全性の確保を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	—		
検証指標	安全対策のための計画に基づく取組みに着手した地下街の数		
目標値	78箇所（全ての地下街、平成25年3月現在）		
目標年度	平成30年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>拠点駅を中心に全国78箇所存在する地下街においては、災害に備えた通路空間の安全確保が必要であるが、その多くについて大規模地震発生時には、地上への出入口や階段等に人々が殺到することによる混乱、転倒、負傷等の事態が生じる懸念がある。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>地震発生時を想定した天井等設備等の点検・対策については、地下街管理者によって実施状況等に差異が生じており、十分な取組みがされていない。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>防災・安全対策の取組みは、民間事業者等の地下街管理者の自主性に委ねられているが、多額の費用を要することから対策が進まない。今後発生が予測される大規模地震への備えとして、拠点駅等で公共的な空間を形成する地下街において、地下街管理者による防災・安全対策を促進させるインセンティブが必要。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>安心避難対策ガイドラインをふまえ、地下街管理者が計画を策定の上、計画に基づいた点検や吊り金具等の補修や避難通路の拡幅等の防災・安全対策を実施する場合の費用負担を補助。（1/2補助）</p>		

社会的ニーズ	地下街は、都市内の公共的な空間を形成しており、また利用者が10万人／日を超える箇所も多数存在している。地震発生時には地上への出入口や階段等に殺到することによる混乱、転倒・負傷等の事態が懸念されており、対策が求められている。
行政の関与	地下街は、都市内の重要な歩行者ネットワークとして公共的な空間を形成しているため、行政の関与が必要。
国の関与	地下街は全国の拠点駅等を中心に存在し、県域を越えて不特定多数の利用者が往来する施設であるため国の関与が必要。

施策等の効率性		安心避難対策ガイドラインにより策定した安全対策のための計画の策定を要件として、国の補助により、全国の拠点駅を中心に公共的な空間を形成する地下街において、計画に基づく点検や対策が促進され、防災性・安全性の強化が早期かつ効果的に図られる。
	費用	2,000百万円【予算要求額】 安心避難対策ガイドラインに基づき、地下街管理者が実施する安全対策のための計画策定、地下街詳細点検、防災対策に係る費用を補助。
	効果	国の補助により、地下街管理者による防災・安全対策が促進され、地震発生時における地下街利用者の安全性の向上が図られる。
代替案との比較	概要	地下街管理者の自主的な判断に基づき必要とされる防災・安全対策について、地下街管理者の申請に対し、対策に要する費用を国が補助する。
	費用	防災・安全対策に要する費用とし、本案と同額とする。
	効果	国の補助により、地下街管理者の防災・安全対策が実施され、一定の事業進捗が見込まれるが、安心避難対策ガイドラインに基づいた安全対策のための計画の策定を補助要件としないため、防災上真に必要な対策が計画的に実施されず、効果は限定的。
	比較	本案も代替案も、国の補助により、地下街の防災・安全対策が促進され、都市の安全性・防災性向上に資するが、代替案は、計画的な防災・安全対策を前提としないため、安心避難対策ガイドラインに基づく本案のほうが優れているといえる。
施策等の有効性		地下街は、全国の拠点駅を中心に78箇所存在し、また利用者が10万人／日を超える箇所も多数存在しており、このような施設で防災・安全対策が強化されることは、国民全体に受益を享受するものである。国が災害等に対する地下街の避難対策の強化等を支援することで、早期かつ効果的に、地下街の防災性・安全性の確保が図られることから、本施策は有効である。
その他特記すべき事項		平成31年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	みどりの防災・減災対策推進事業の創設		
担当課	都市局公園緑地・景観課	担当課長名	課長 舟引 敏明
施策等の概要	市街地火災等の危険性が高い密集市街地等における地方公共団体や土地所有者による空き地の緑化や避難路となる沿道の生け垣化によるモデル的な防災・減災対策を支援し、発災時の延焼防止や安全な避難行為の確保等を図る。（予算関係） 【予算要求額：100百万円】		
施策等の目的	市街地の大半を占める民有地のきめこまやかな緑化推進に係るモデル的な取組を支援することにより、みどりによる市街地火災等の危険性が高い密集市街地等において、発災時の延焼防止や安全な避難行為の確保等を全国的に波及させる。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	—		
検証指標	緑化による防災・減災対策を施した市町村数		
目標値	30市町村		
目標年度	平成30年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b> 近い将来大地震の発生が予想されるが、密集市街地では発災時の安全確保等に十分な空地の確保が困難な地域が多数存在する。</p> <p><b>ii 原因の分析</b> これまでは、密集市街地等における防災・減災対策として、不燃化を進めるための空地の確保に取り組んで来たところであるが、地方公共団体による公園等の整備による空地の確保は財政的に非常に厳しくなっており、空き地等の緑化による不燃化の向上といった従来とは異なる取組が求められている。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> 公共による空地の確保には多大なコストがかかることから、既存の民有地等の空き地等を活用した緑化についてモデル的な取組を国が支援することで成果を波及させ、全国的にみどりによる防災・減災対策を進める必要がある。</p>		

	<p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>地方公共団体や土地所有者による空き地の緑化や避難路となる沿道の生け垣化を支援する。</p> <p>○空き地の緑化 補助率：緑地整備費の1/2（直接補助）</p> <p>○防災生け垣緑化 補助率：ブロック塀等の除却費及び緑地整備費の1/2（直接補助）または1/3（間接補助）</p>
社会的ニーズ	我が国では、近い将来首都直下型地震等の発生が予想されるところであるが、特に市街地火災等の危険性が高い密集市街地において、発災時の延焼防止や安全な避難行為の確保等により、人的・物的被害を最小限にとどめるための防災・減災対策が求められている。
行政の関与	密集市街地等の安全性の向上のためには、市街地の大半を占める民有地を活用した緑化対策を進める必要があるが、民間による自主的な取り組みだけでは、空き地の緑化やブロック塀等の除去が伴う生け垣緑化の推進は難しいため、行政による助成などの後押しが求められる。
国の関与	喫緊の課題となっている密集市街地等における安全性向上のための防災・減災対策を効率的かつ効果的に進めていくため、密集市街地等における先導的な対策として民有地を活用した緑化対策を国が支援することで事業モデルの構築を図り、その成果を全国の防災・減災対策を必要とする市街地に波及させるものである。

施策等の効率性	災害時に甚大な被害が予想される密集市街地においては、災害時の延焼抑制等のためには不燃化領域率の向上が求められるが、新たに空地を確保するためには小規模な土地の取得に多大な財政を投じる必要があり限定的な実施にとどまることが予想されるため、本施策により空地の確保に代えて緑化の推進を図ることにより、低コストで市街地の防災・減災効果の向上を図ることが効率的である。	
費用	100百万円（平成26年度予算要求額）	
効果	本事業の推進により、密集市街地等における不燃化領域率の低い地域（一般に40%未満では延焼率が高いとされる）において、緑化を施すことにより、新たに空地の確保を図ることなく延焼防止や安全な避難行為の確保などの防災・減災効果の向上が期待できる。	
代替案との比較	概要	密集市街地において、防災・減災効果を高めるために、行政が空地を確保することで、火災の延焼防止、避難路の確保等を図る。
	費用	地方公共団体が土地を購入する費用
	効果	密集市街地等において空地を確保することで、区域の不燃化領域率を高め（一般に40%以上になると延焼率が低下するとされる）、発災時の延焼防止など地域の防災・減災効果を高める。
	比較	行政が土地を購入して防災対策を進めるためには、小規模な土地の取得に多大な財政を投じる必要があり、限定的な実施にとどまることが予想される。

<p>施策等の有効性</p>	<p>本補助制度の創設により、行政が自ら土地を取得して事業を推進するのが難しい密集市街地等において、低コストかつ迅速に防災・減災対策を進めることが可能。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>自民党総合政策集 J-ファイル2013</p> <p>196 都市防災の推進  「特に人口が密集している三大都市圏をはじめとする大都市の機能（政府機能含む）を守るため、通信ネットワークの確保、帰宅困難者対策、木造住宅密集地域における不燃化・耐震化」と記載されている。</p> <p>219 民有地緑化の推進  「都市公園に加えて民有地等の緑化（民有地等における植栽、芝生化、屋上・壁面緑化等）を推進するため、緑化率に関する規制や各種の支援措置等の施策を講じます。」と記載されている。</p> <p>公明党参院選重点政策 Manifesto2013</p> <p>3.防災・減災対策の推進</p> <p>①「防災・減災等国土強靱化基本法」を制定  「道路や学校といった建造物だけでなく、行政機能や医療、エネルギーなどの幅広い分野で防災・減災対策を推進」と記載されている。</p> <p>②首都直下地震と南海トラフ巨大地震対策を推進  「木造密集地域対策や帰宅困難者対策」と記載されている。</p> <p>○平成31年度に事後評価シートにより事後評価を実施予定。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	下水道老朽管の緊急改築推進事業		
担当課	水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課	担当課長名	課長 増田 隆司
施策等の概要	<p>高度経済成長期に整備した下水道管渠は、今後、老朽化が急激に進むことが確実となっている。老朽化により下水道管渠が損傷すれば、道路陥没等の発生や下水道の使用停止など、国民の安全・安心や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があるため、布設から50年以上経過した下水道管渠の老朽化対策を緊急的に推進するものである。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：防災・安全交付金の内数】</p>		
施策等の目的	<p>下水道施設の老朽化に伴う社会的影響を未然に防止するため、布設から50年以上経過した下水道管渠について、点検・調査、改築等の老朽化対策への支援を行う。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	5 7 下水道施設の長寿命化計画策定率		
検証指標	-		
目標値	約100%（平成24年度実績値：約71%）		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>近年、社会資本ストックの急速な老朽化が指摘されており、高度経済成長期に整備した下水道管渠の老朽化が急激に進むことが確実であるが、財政状況の厳しい地方公共団体単独では、老朽化対策がなかなか進まない現状がある。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>厳しい財政状況にある地方公共団体の単独財源だけで今後急速に老朽化が進んでいく下水道施設の老朽化対策を実施する財源を確保するのが困難である。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>下水道施設の老朽化対策を緊急的に実施するためには、国による財政的な支援が必要である。</p>		

	<p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>下水道管渠の点検・調査を早急を実施し、老朽化対策方法の検討を促進する。詳細点検が終了し、老朽化対策が必要な下水道管渠については、早急に必要な対策を講じられるように支援を行う。</p> <p>具体的には、交付対象である幹線管渠等に、布設から50年を経過したものを追加する。(点検・調査については全ての管渠)</p>
社会的ニーズ	<p>筐子トンネル天井板落下事故以降、社会インフラの老朽化が強く懸念されており、社会インフラの安全・安心を求める声が高まっている。</p> <p>下水道施設についても、施設の老朽化に伴う道路陥没が年間4,000~5,000件発生している状況であり、社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があり、早急に対策を講じる必要がある。</p>
行政の関与	<p>地方公共団体が設置し、維持管理する下水道管渠の老朽化対策であり、行政の関与が不可欠である。</p>
国の関与	<p>老朽化対策は、国民の生命・財産を守るもっとも基本的な事業であり、国の関与が不可欠である。地方公共団体単独では短期間に多額の負担は困難であるため、国の補助制度が必要である。</p>

施策等の効率性	<p>本施策による国の支援がない場合には、厳しい財政状況である地方公共団体が単独で老朽化対策を実施するため、事業の進捗が遅れる。そのため、本施策にて国の補助により下水道管渠の点検・調査、改築等の老朽化対策を実施する効果は大きく、事業の効率性は高い。</p>	
費用	<p>下水道管渠の点検・調査、改築等の老朽化対策を行うための事業費【防災・安全交付金の内数(平成26年度予算要求額)】</p>	
効果	<p>国の補助により老朽化対策を実施するため、事業の進捗状況が向上し、広範囲な事業実施が可能である。</p>	
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—

<p>施策等の有効性</p>	<p>下水道施設は高度経済成長期に急速に整備されたことから、今後、老朽化が急激に増加することが見込まれる。国が下水道管渠の老朽化対策を支援することにより、早急にその対策が実施され、速やかに下水道管渠の老朽化に伴う道路陥没等の被害を軽減することができることから、本施策を実施することは有効である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）にて、老朽化した社会インフラ対策を重点的に実施し、国土強靱化を推進し、国民生活の安心、成長基盤の強化を図ることが示された。</li> <li>・ 「経済財政運営と革新の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、老朽化したインフラ対策の集中的に推進することが示された。</li> <li>・ 平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。</li> </ul>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	災害対策等緊急事業推進費の制度拡充		
担当課	国土政策局広域地方政策課調整室	担当課長名	室長 川原 俊太郎
施策等の概要	<p>災害・事故により、被災していない箇所において、年度途中で緊急的な調査及び対策事業が必要となった公共土木施設について、機動的に調査及び対策事業の実施を行うために必要な経費を支援。（予算関係）</p> <p>【平成26年度予算要求額：26,110百万円】</p>		
施策等の目的	<p>災害・事故により、被災していない箇所においても緊急的に調査及び対策事業が必要となった公共土木施設について、機動的な調査・事業の実施を支援し、早期に対応することにより、被害の未然防止を図ることを目的とする。</p>		
	政策目標	4 水害等災害による被害の軽減	
	施策目標	12 水害・土砂災害等の防止・減災を推進する	
	業績指標	—	
	検証指標	年度途中で生じた事象等に対応し、機動的に調査及び対策事業を行う。	
	目標値	—	
	目標年度	平成26年度	
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>近年、短時間強雨・局部的豪雨の発生回数は増加傾向にあり、自然災害の発生を契機として、類似施設の緊急的な点検、調査等の実施が必要となる事案が発生している。また、公共土木施設の供用開始から30～50年経過し、今後急速な老朽化の進行が懸念されるなか、経年劣化を一因とする事故等の発生を契機として、類似施設の緊急的な一斉点検の実施が必要となる事案等も発生している。これらに対し、資金不足・人材不足等の理由により、地方公共団体においては必ずしも十分な対応はできていない状況にある。さらには、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生等が懸念されているなか、対策計画等を策定し、大規模地震等に備えた対策の緊急的な実施が求められている。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>数多くの公共土木施設を管理している地方公共団体の資金・人材等が不足している。</p> <p>直轄事業を含め、被災履歴のない施設に対する未然防災を目的とした調査等を機動的かつ柔軟に実施するための支援制度の整備が不十分である。</p>		

	<p>南海トラフ巨大地震等の大規模災害対策において、今後、対策計画等の策定作業と並行し、事業計画の変更や追加工事等の必要性が判明した際、緊急的かつ効率的に措置を講じるための制度が不十分。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>既存の災害復旧事業や災害対策等緊急事業等は、被災した施設等を対象に事後的に復旧・再度災害防止等を図るための事業を行うものであるため、直轄事業を含め、被災履歴のない施設に対する未然防災を目的とした調査及び対策事業を年度途中において機動的かつ柔軟に実施するための制度を構築する必要がある。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>災害・事故により、被災していない箇所において、年度途中に緊急的な調査及び対策事業が必要となった公共土木施設について、以下のような機動的な調査及び事業の実施を行うために必要な経費を支援する。</p> <p>1. 緊急的な被害未然防止対策のための調査・事業</p> <p>①被災した施設の周辺或いは類似の施設で同様の被災が生じるおそれのあるものの緊急調査</p> <p>②二次被害の発生する蓋然性が高い被災施設の詳細な調査</p> <p>③表面上被災は見受けられないが、予兆現象等により内在的に大規模な被災が想定される施設の詳細な調査及び対策事業</p> <p>2. 大規模災害等に備えた事業推進</p> <p>①大規模災害等の発生時に激甚な被害が想定される地域において、政府としての対策計画が新たに策定される等、緊急的な対策が必要とされる施設の詳細な調査及び対策事業</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>事前防災・減災の推進は、喫緊の課題であり、「経済財政運営と改革の基本方針について（平成25年6月14日閣議決定）」第2章5（3）国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組においてもその必要性が指摘されている。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>公共土木施設については、民間等が管理者となっていない場合が多く、行政の関与が必要である。</p>
<p>国の関与</p>	<p>年度途中に緊急的な調査及び対策実施が必要となる公共土木施設については、地方公共団体のみ的人员・予算では対応しきれない場合があるため、国の支援が必要である。（国が直接管理をしている場合も同様）</p>

<p>施策等の 効率性</p>	<p>本施策によらなければ、国又は地方公共団体が管理をしている施設において、予算や人材不足等の理由により年度途中に生じた事象等に伴う調査及び対策事業を緊急的かつ確実に実施できない可能性がある。これにより、国費は抑制できるが、緊急的に調査及び対策事業が必要となった公共土木施設が放置され、大規模な被害に繋がる恐れがある。</p> <p>一方、本施策によれば、所要の費用は生じるものの、大規模な被害の未然防止を図る上で効果は大きい。</p>
---------------------	--

	費用	【26, 110百万円（平成26年度予算要求額）】
	効果	大規模な被害の未然防止を図る。
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の有効性	<p>本施策等の実施により、既存の災害復旧事業や災害対策等緊急事業等の制度に欠けていた大規模な被災を未然防止する効果が見込まれる。 これにより水害・土砂災害等の防止・減災対策が推進される。</p>	
その他特記すべき事項	<p>平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	緑の防災・減災の推進		
担当課	水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室 港湾局海岸・防災課	担当課長名	室長 五道 仁実 課長 守屋 正平
施策等の概要	<p>今後の被災地における海岸堤防整備や、南海トラフ巨大地震等に備えた全国の海岸堤防整備において、海岸堤防の背後に盛土して植樹を行う「緑の防潮堤」を整備。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数】</p>		
施策等の目的	津波等により、海水が堤防を越えて侵入した場合の被害を軽減するとともに、景観・自然環境にも資する「緑の防潮堤」を整備することで、緑を活用した防災・減災を推進する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 3 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
業績指標	—		
検証指標	検討中		
目標値	検討中		
目標年度	検討中		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b> 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震で発生した津波は、これまでの津波対策で想定していた規模を大きく上回る津波により、甚大な被害をもたらした。</p> <p><b>ii 原因の分析</b> これまでの津波対策では、主に近い将来同様の地震が発生する可能性が高く切迫性の高いと考えられる地震・津波を想定対象としてきており、従前の規模を大きく上回る地震・津波に対する対策は十分ではなかった。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> 中央防災会議の専門調査会の報告では、従前の想定を大きく上回る東日本大震災の経験を踏まえ、最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要とされた。また、海岸堤防の復旧にあたっては地域の環境・景観に及ぼす影響に配慮する必要がある。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b> 設計対象の津波高を超えた場合に施設の効果が粘り強く発揮される等の効果が期待される緑の防潮堤を整備する。（直轄2／3、補助1／2等）</p>		

社会的ニーズ	東日本大震災の経験を踏まえ、南海トラフ巨大地震等に対する津波被害への防災・減災対策が求められる。
行政の関与	海岸の防護による国土の保全については、行政が主体的に対策を講じる必要がある。
国の関与	津波・高潮等の災害対策については、広域かつ一体的に進める必要があり、国の関与が必要である。

施策等の効率性	費用	緑の防潮堤の整備に要する費用（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数）
	効果	海岸堤防の設計対象となる津波又は高潮の高さを越える外力により海水が堤防を越えて侵入した場合の被害を軽減するとともに、防潮堤整備による環境や景観への影響を低減する。
代替案との比較	概要	海岸堤防の設計対象となる津波又は高潮の高さを越える外力に対し、堤防の嵩上げ等で対応する。
	費用	堤防の嵩上げ等にかかる費用
	効果	嵩上げ後の高さまでの津波等の外力に対し、防護が可能となる。
	比較	<p>本案によって、海岸堤防の設計対象を越える外力を完全に防護するだけの効果は期待できないが、避難までのリードタイム確保等の減災のための効果が期待できる。一方、本案で必要とする盛土と植樹の費用は、堤防の規模拡大に伴う工事費及び土地購入費と比較し、経済的である。</p> <p>また、本案は環境上や景観上の効果を有するが、代替案にはそのような効果はない。</p> <p>以上のことから、本案の方が有利なケースがある。</p>
施策等の有効性	最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする減災対策が必要とされており、経済的に減災対策を進めることを可能とする本施策により、全国においてハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波災害に強い地域づくりが推進される点で有効である。	
その他特記すべき事項		

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	地下鉄の戦略的な維持管理・更新の推進		
担当課	都市鉄道政策課	担当課長名	堀内 丈太郎
施策等の概要	<p>地下鉄事業者が策定する改修計画に基づいて実施される戦略的な維持管理・更新を国が支援することにより、老朽化が進展しつつある地下鉄施設について計画的かつ抜本的な更新・改修が図られる。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：4,000百万円】</p>		
施策等の目的	<p>地下鉄事業者が実施する戦略的な維持管理・更新を支援することにより、地下鉄施設の抜本的な更新・改修を推進し、施設の安全性を早期に向上させ、かつ、地下鉄事業の長期的な維持を図る。</p>		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
業績指標	—		
検証指標	検討中		
目標値	検討中		
目標年度	平成30年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>全国の地下鉄施設のうち、全営業キロの半分以上は開業から30年以上が経過し、老朽化が進展しつつあるが、地下鉄事業者自らの取組みのみでは、抜本的な更新・改修が進まないことが懸念される。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>地下鉄事業は、建設初期費用が莫大であるため、構造的に赤字体質となりやすく、また地下構造物であるため、その改修には多額の費用がかかり、地下鉄事業者による更新・改修が対症療法的な取組みになりやすい。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>地下鉄施設の抜本的な更新・改修が図られるためには、地下鉄事業者において、中長期的な改修計画が策定されるとともに、国による資金面での支援が必要である。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p>		

	地下鉄施設の抜本的な更新・改修を図るため、地下鉄事業者が策定する中長期的な地下鉄施設の改修計画に基づいて実施される更新・改修に対し補助を行い、戦略的な維持管理・更新を推進する。（補助率35%）
社会的ニーズ	筐子トンネル天井板落下事故以降、交通インフラの老朽化が強く懸念され、鉄道においても安全・安心を求める声が高まっている。
行政の関与	基本的に赤字体質である地下鉄事業者のみの取組みだけでは、改修に多額の費用がかかる地下鉄施設の更新・改修の進捗は難しいため、行政が適切な支援を行い、戦略的な維持管理・更新の促進を図るべきである。
国の関与	大量輸送機関である鉄道の安全確保は、国民の生命、財産に関わる基本的な事項であって、常に一定以上の安全水準を全国統一的に確保することは、国の責務である。

施策等の効率性		地下鉄施設は老朽化の進展により改修費用の更なる増加が見込まれることから、抜本的な更新・改修を前倒し実施する本施策により、地下鉄施設の長寿命化を図ることができ、将来的な維持コストの低減が期待できるため、以下のような補助額が必要であっても、従来の方法とした場合における増加していく改修費用に鑑みれば、本施策を実施することが効率的である。
	費用	地下鉄の戦略的維持管理・更新 【予算要求額：4,000百万円】
	効果	計画的かつ抜本的な更新・改修が実施されることにより、地下鉄施設の長寿命化が図られ、将来的な維持コストの低減が見込まれることから、都市の経済活動を支える地下鉄事業の長期的な維持が図られる。
代替案との比較	概要	地下鉄事業者自らが更新・改修して取得した施設の固定資産税を減免する。
	費用	更新・改修された施設の固定資産税減収額
	効果	地下鉄事業は基本的に公営企業体を実施しており、固定資産税は課税されていないため、税の減免の効果は薄く、従来の方法とほぼ変わらない。
	比較	地下鉄施設の更新・改修が抜本的に推進され、長期的な地下鉄の維持が見込まれ、かつ、施設の安全性の向上が早期に実現されるため、本案により実施することが適当である。
施策等の有効性		国の支援によるインセンティブによって、老朽化が進展しつつある地下鉄施設において、戦略的な維持管理・更新が着実に推進されることにより、鉄道のより一層の安全が確保されることから、本施策は有効である。
その他特記すべき事項		『経済財政運営と改革の基本方針』（平成25年6月14日閣議決定）において ・「ライフサイクルの長期化・コスト低減等を通じて社会資本を効率的効果的に活用する。」 と記載されている。 平成31年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等	本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強事業		
担当課	鉄道局 鉄道事業課	担当課長名	鉄道事業課長 高原 修司
施策等の概要	南海トラフ地震等の大規模地震による被害を回避・軽減するとともに、本州と四国を結ぶネットワークの確保を図るため、本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強を着実に実施する。（予算関係） 【予算要求額：4,799百万円】		
施策等の目的	本州四国連絡橋（本四備讃線）については、本州と四国を結ぶ唯一の鉄道路線であり、1日約2万人が利用している本州と四国間の交通ネットワークを確保する上で非常に重要な根幹的インフラである。このため、同橋の耐震補強を着実に実施し、想定される南海トラフ地震等の大規模地震による被害を回避・軽減するとともに、本州と四国を結ぶネットワークの確保を図る。		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック、航空機テロ防止を推進する。		
業績指標	－		
検証指標	本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強を完了する		
目標値	－		
目標年度	平成32年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>本州四国連絡橋（本四備讃線）については、南海トラフ地震等の大規模地震による被害が想定され、本州と四国を結ぶネットワークの分断も懸念される。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>本州四国連絡橋（本四備讃線）については、想定される南海トラフ地震等に備えるための耐震補強が実施されていない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>平成26年度以降に行う耐震補強工事を着実に実施する必要がある。</p>		

	iv 施策等の具体的内容 本州四国連絡橋（本四備讃線）を保有する（独）日本高速道路保有・債務返済機構が行う橋脚補強、上部工補強等の耐震補強工事に要する費用として、同機構に出資する。
社会的ニーズ	本州四国連絡橋（本四備讃線）は、利用者が多く（旅客利用者数約2万人／日）、大規模地震発生時の輸送支障等を回避・軽減する必要がある。
行政の関与	本州四国連絡橋（本四備讃線）に係る資本的支出については、国鉄改革時において、今後とも同連絡橋を利用する鉄道事業者に負担能力がないとされており、行政の関与が不可欠である。
国の関与	本州四国連絡橋（本四備讃線）については、本州と四国を結ぶ唯一の鉄道路線であり、1日約2万人が利用している本州と四国間の交通ネットワークを確保する上で非常に重要な根幹的インフラであるため、国が関与すべき施策である。

施策等の効率性	本州四国連絡橋（本四備讃線）については、地震時に損傷の程度が大きく、その復旧に係る費用及び期間が多大となることが想定されるため、耐震補強を着実に実施し、地震時の被害を回避・軽減するとともに、本州と四国を結ぶネットワークの確保を図る必要がある。	
費用	4,799百万円（平成26年度予算要求額）	
効果	○本州四国連絡橋（本四備讃線）は、利用者が多く（旅客利用者数約2万人／日）、大規模地震発生時の輸送支障等の回避・軽減の効果が大きいと想定される。 ○今後、南海トラフ沿いの巨大地震の発生が高い確率で予測されているところ、本四備讃線の沿線地域は東南海・南海地震防災対策推進地域に含まれており、事業による効果が顕在化する可能性が高い。 ○海峡上の橋梁であるため、大規模地震により被害が発生した場合の復旧が極めて困難であり、事前対策による効果が大きいと考えられる。	
代替案との比較	概要	本州四国連絡橋（本四備讃線）を利用する鉄道事業者が、耐震補強工事を実施する。
	費用	国及び地方自治体の補助がなかった場合、全額鉄道事業者の負担となる。
	効果	本案と同じ。

	比較	<p>本案と代替案で効果は同じであるが、本州四国連絡橋（本四備讃線）に係る資本的支出については、国鉄改革時において、今後とも同連絡橋を利用する鉄道事業者には負担能力がないとされている。</p> <p>このため、耐震補強を着実に実施するためには、本案により実施することが適当である。</p>
施策等の有効性	<p>本州四国連絡橋（本四備讃線）は、本州と四国を結ぶ唯一の鉄道路線であり、本事業により、大規模地震発生時の運行停止の影響が広域的に波及するのを回避・軽減することができると想定される。</p>	
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）における位置付け</li> <li>  対策の柱立て（大区分）：I. 復興・防災対策</li> <li>  対策の柱立て（中区分）：2. 事前防災・減災のための国土強靱化の推進、災害への対応体制の強化等</li> <li>  対策の柱立て（小区分①）：（1）命と暮らしを守るインフラ再構築（老朽化対策、事前防災・減災対策）</li> <li>  対策の柱立て（小区分②）：②事前防災・減災対策</li> <li>  対策における施策の名称：河川・海岸・道路・港湾・空港・鉄道・航路標識・上下水道等の防災対策</li> </ul> <p>・平成33年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	鉄道施設の戦略的な維持管理・更新の推進		
担当課	鉄道局施設課	担当課長名	江口 秀二
施策等の概要	<p>鉄道事業者の多数が開業後70年以上を経過しており、橋りょうやトンネルなどの構造物の平均年齢が耐用年数を超える状況にあることから、今後、維持管理コストが増大することが見込まれる。このため、長寿命化に資する改良に対する新たな補助制度を創設し、厳しい経営状況にある地方の鉄道事業者の施設のライフサイクルコスト低減を図る。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：1,008百万円】</p>		
施策等の目的	<p>厳しい経営状況にある地方の鉄道事業者に対し長寿命化に資する改良に対する補助を実施することにより、ライフサイクルコストの低減が図られ、当該鉄道の安全・安定輸送の確保、ひいては当該地域の公共輸送機関としての機能の維持・発展に資するものである。</p>		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
業績指標	—		
検証指標	当事業により、施設の長寿命化に向けた取組みがなされる事業者数		
目標値	検討中		
目標年度	検討中		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>近年、社会資本ストックの急速な老朽化が指摘されており、鉄道においても開業後70年以上を経過した事業者が多数存在しているが、厳しい経営状況にある地方の鉄道事業者においては維持管理コストの増大に伴い、老朽化対策の遅れが懸念されている。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>地方の鉄道事業者は経営が厳しいため、対症療法的な補修しか実施できず、施設の長寿命化に資するような対策が進まない状況にある。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>施設の長寿命化に資する対策の実施は不可欠であるが、厳しい経営状況にある地方の鉄道事業者において当該対策が実施されるためには、適切な支援が必要である。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p>		

	<p>長寿命化に資する改良に対する新たな補助制度を創設し、厳しい経営状況にある地方の鉄道事業者の施設のライフサイクルコスト低減を図る。</p> <p>具体的には、長寿命化に資する施設の改良に対して補助する。</p> <p>(経営状況により国：2/5、地方公共団体：2/5 または 国：1/3、地方公共団体：1/3)</p>
社会的 ニーズ	<p>笹子トンネル天井板落下事故以降、交通インフラの老朽化が強く懸念される中、鉄道においてもより一層の安全・安心が求められている。また、人口減少社会の中、今後、利用者の減少により、地方の鉄道事業者の経営状況はさらに厳しくなることが見込まれる一方で、地域の公共輸送機関として鉄道の存続を求める声は高い。</p>
行政の関与	<p>国は、列車の安全運行を確保するため、鉄道事業者に対して法令により定期的に施設等の点検を実施することを義務づけており、鉄道事業者は法令に基づいて点検を実施しているが、一方で、経営の厳しい地方の鉄道事業者は点検結果に基づく適切な補修等を行うことが困難であることから、行政が適切な支援を行い、施設の長寿命化に資するような対策の促進を図るべきである。</p>
国の関与	<p>大量輸送機関である鉄道の安全確保は、国民の生命、財産にかかわる基本的な事項であって、そのため、上記の通り国が点検の実施を義務づけており、国がイニシアチブをとるべき施策である。また地方財政も厳しい中、地方公共団体単独では多額の負担が困難なため施策が推進されない可能性があることから、国としても指導とあわせ適切な支援が必要である。</p>

施策等の 効率性		<p>鉄道施設の長寿命化に資する改良を、鉄道事業者自らの資金だけで行わせることとした場合、全額鉄道事業者の負担となり、鉄道事業者にはインセンティブが与えられず、また、自己資金での事業となるため、長寿命化に資する改良の推進は図られず、いずれ大規模な改良が必要となるような事態が想定されるが、経営の厳しい地方の鉄道事業者は改良できず廃線となる可能性がある。一方、本施策によって、経営の厳しい地方の鉄道事業者の鉄道施設のライフサイクルコストの低減が図られ、当該鉄道の安全・安定輸送の確保、ひいては当該地域の公共輸送機関としての機能の維持・発展が図られる。</p>
	費用	<p>鉄道施設の老朽化対策 【平成26年度予算要求額】 1, 008百万円</p>
	効果	<p>鉄道施設の長寿命化に資する改良を推進することにより、当該鉄道の安全・安定輸送が確保されるほか、当該地域の公共輸送機関としての機能の維持・発展が図られる。</p>
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—

<p>施策等の有効性</p>	<p>国の支援によるインセンティブによって、鉄道施設の長寿命化に資する改良を推進することにより、当該鉄道の安全・安定輸送が確保されるほか、当該地域の公共輸送機関としての機能の維持・発展が図られることから、本施策は有効である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>『経済財政運営と改革の基本方針』（平成25年6月14日閣議決定）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ライフサイクルの長期化・コスト低減等を通じて社会資本を効率的効果的に活用する。」</li> <li>・「人口減少や高齢化が進展する地方都市においては、・・・（中略）・・・公共交通の充実や高齢者等が安心して暮らせる住宅の整備等を行う。」</li> <li>・「広域的な交通基盤を通じて、地域独自の資源や伝統文化などを活かした観光振興等により交流人口を増やす。」</li> </ul> <p>と記載されている。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	コンビナート港湾の強靱化の推進		
担当課	港湾局 海岸・防災課	担当課長名	課長 守屋 正平
施策等の概要	<p>大規模地震発生時における港湾機能を確保するため、民間事業者が行う特定技術基準対象施設の耐震改修に対する無利子貸付制度を創設する。 （予算関係） 【予算要求額：200百万円】</p>		
施策等の目的	<p>大規模地震発生時におけるコンビナートの防災・減災を図るとともに、発災後も航路機能を維持し、緊急物資輸送や燃料供給を確保するため、製油所等における災害対応力の強化に向けた取組みと連携しつつ、航路沿いの護岸等の耐震改修をはじめとしたコンビナート港湾の強靱化を推進する。</p>		
	政策目標	5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
	施策目標	18. 船舶交通の安全と海上の治安を確保する	
	業績指標	検討中	
	検証指標	検討中	
	目標値	検討中	
	目標年度	検討中	
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ巨大地震や首都直下地震が発生した際には、食料・水といった緊急物資と併せて、市民生活や復旧活動に必要な燃油の供給を確保する必要があり、これらの物資を受け入れる耐震強化岸壁や棧橋等の多くは、コンビナートが立地する港湾（以下、コンビナート港湾）に存在している。</li> <li>・一方、コンビナート港湾における航路沿いの護岸等の港湾施設の多くは民間事業者が所有・管理しており、耐震性が十分に確保されていない施設も存在することから、災害発生時にこれらの施設が倒壊し、耐震強化岸壁や棧橋等に至る船舶の航行が困難になる恐れがある。</li> </ul>		
	<p><b>ii 原因の分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が管理する護岸等の航路沿いの港湾施設の中には、過去の技術基準に基づき建設されている施設も多く存在し、十分な耐震性を有していない施設も存在しているが、民間事業者による護岸等の耐震改修の優先順位が低いことから、耐震改修が進んでいない状況にある。</li> </ul>		

	<p>iii 課題の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における航路機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保するためには、民間事業者が管理する護岸等の港湾施設の耐震改修を促進する支援策が必要である。</li> </ul> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における航路機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給に要する機能を確保するため、民間事業者が管理する護岸等の航路沿いの港湾施設の耐震改修に対し、国による無利子貸付制度を創設する。</li> </ul>
社会的ニーズ	災害時における航路機能が失われた場合、背後地域への緊急物資や燃油の供給が困難となることから、市民生活や復旧活動に与える影響は大きく、社会的要請は高い。
行政の関与	災害時における緊急物資や燃油は、市民生活や産業活動の復旧に重要な役割を果たすものであり、公共性が高いことから、その供給機能の確保については行政が対策を講じる必要がある。
国の関与	災害時における緊急物資や燃油の供給機能の確保は、その効果が広域に及ぶ対策であることから、国が対策を講じる必要がある。

施策等の 効率性	費用	200百万円（平成26年度予算要求額） 民間事業者が管理する護岸等の航路沿いの港湾施設の耐震改修に対する無利子貸付に必要な費用
	効果	災害発生時にも航路機能が維持され、緊急物資や燃油の海上輸送が滞りなく行われることで、災害時における迅速な緊急物資や燃油の供給機能が確保される。
代替案との比較	概要	民間事業者が管理する護岸等の航路沿いの港湾施設の耐震改修について、行政指導により対策の実施を促進する。
	費用	なし
	効果	民間事業者が行政指導に従った場合、災害発生時にも航路機能が維持され、緊急物資や燃油の海上輸送が滞りなく行われることが期待されるが、従わない場合は災害時における航路機能が確保されないこととなり、市民生活や復旧活動に支障が生じる。

	比較	代替案の場合、民間事業者が行政指導に従わない場合は災害時における航路機能が確保されないこととなることから、民間事業者による設備投資を促進する本案の方が、より効率的であると考えられる。
施策等の有効性	当該施策の実施により、民間事業者の管理する護岸等の航路沿いの港湾施設について、民間事業者の主体的な施設の耐震改修が促進されることから、災害時における緊急物資や燃油の供給が確保され、市民生活及び産業活動の復旧の迅速化が図られる。	
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「経済財政運営と改革の基本方針について」 P19(3) 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組 「切迫する大規模地震が懸念される中、東日本大震災等の教訓を踏まえ、いかなる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方に立ち、国土政策・産業政策・エネルギー政策、政府機能のバックアップ、行政の業務継続計画（BCP）の充実、人材の育成等も含めた総合的な対応を進めるため、政府横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）への取組を行う。」</li> <li>・ 総合物流施策大綱（2013-2017）（平成 25 年 6 月 25 日閣議決定） 2.（3）安全・安心の確保に向けた取組（抄） 「6）大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するために航路機能の確保等の地震・津波対策を推進するとともに、物流、産業、エネルギー供給拠点等の重要施設が隣接しているコンビナート港湾における地震・津波対策と関係者間の連携強化を推進する。」</li> </ul>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	港を核とした国際コンテナ物流網の強化（国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速）		
担当課	港湾局 港湾経済課	担当課長名	課長 河原畑 徹
施策等の概要	<p>港湾運営会社を核とした集貨支援制度の創設、港湾物流の高度化を促進する地域の指定制度の創設、国際戦略港湾等に立地する老朽化・陳腐化した物流施設の再編・高度化に対する支援制度の創設、国際戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資など出資構成の見直しを行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：3,384百万円】</p>		
施策等の目的	<p>コンテナ船の更なる大型化や基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化中、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、「集貨」、「創貨」、「港の競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速することにより、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を図る。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。		
業績指標	検討中		
検証指標	検討中		
目標値	検討中		
目標年度	検討中		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>平成22年8月の国際コンテナ戦略港湾の選定以降、直轄港湾工事の国費負担率の引き上げや港湾運営会社制度の創設を含む港湾法等の改正を行うとともに、大型化するコンテナ船に対応した大水深コンテナターミナル等の整備や、港湾運営会社による「民」の視点での港湾運営の効率化、広域からの貨物集約といったハード・ソフト一体となった総合的な施策に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、コンテナ船の更なる大型化や基幹航路の再編など港湾・海運を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、我が国への基幹航路の寄港状況は依然として厳しく、我が国発着コンテナ貨物の東アジア主要港におけるトランシップ率も大きな改善は見られない。</p>		

## ii 原因の分析

国際基幹航路の寄港地決定には、揚げ積みするコンテナ貨物量の多寡が重要な要因となるが、一括大量輸送によるコスト削減の観点によるコンテナ船の大型化及び国際基幹航路の再編による寄港地の絞り込みが進展する中、国際基幹航路が寄港するためには、より多くの貨物量が必要となっている。

しかしながら、我が国の戦略港湾への集貨状況を見ると、例えば釜山港において国の100%出資の会社による年間40億円以上もの積替・集貨支援事業が実施されていることや、日本国内の地方港においては地方港湾管理者等による海外フィーダー支援が行われていること等により、地方港から国際コンテナ戦略港湾への貨物集約が進まない状況となっている。

さらに、釜山新港では、用地価格（賃貸料）の低廉化、手厚い税制優遇策等により流通加工系企業の誘致を進めており、我が国の主要な物流企業や倉庫企業等も進出しているという実態がある。

## iii 課題の特定

コンテナ船の更なる大型化や基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、「集貨」、「創貨」、「港の競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速することにより、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を図る。

## iv 施策等の具体的内容

国際基幹航路の寄港地決定においては、港湾において揚げ積みされるコンテナ貨物量が重要であるため、国際コンテナ戦略港湾への集貨を強力に推進する必要がある。

このため、港湾運営会社が内航・外航船社等幅広い関係者に対して、様々な集貨対策事業を総合的に展開するため、同運営会社が実施する集貨対策事業に対する支援制度の創設等を行う。

### ●想定される事業

- ・東アジア主要港での積替貨物を国際コンテナ戦略港湾での積替に転換するための事業
- ・ターミナル機能効率化のための事業
- ・集貨促進を図るための事業

国際コンテナ戦略港湾等の背後への物流施設等の企業の集積を図るため、港湾物流の高度化を促進する地域を指定し、地域内への投資を促すための特例措置を講じる。

また、国際コンテナ戦略港湾等における流通加工・集配送機能の高度化を図るため、国際コンテナ戦略港湾等に立地する老朽化・陳腐化した物流施設の再編・高度化に対する支援制度を創設する。

特例港湾運営会社の経営統合により、阪神港、京浜港それぞれにおいて

	<p>広域的・一体的な港湾運営を実現し、港湾運営コストの削減を図る。また、国際戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資など、出資構成の見直しを行う。</p>
社会的ニーズ	<p>物流コストの削減、リードタイムの短縮、物流の信頼性の確保を可能とする国際基幹航路の我が国港湾への寄港を維持することは、我が国の企業が、これからも日本に立地し続けるとともに、グローバル競争の中で高い競争力を発揮するために必要不可欠である。</p>
行政の関与	<p>国際コンテナ戦略港湾は、我が国経済の国際競争力強化に必要な広域インフラであることから、国際コンテナ戦略港湾政策の推進にあたっては公共性・公益性を確保する必要があり、行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>国際コンテナ戦略港湾である京浜港・阪神港は、全国に立地する我が国企業の多くが利用しており、両港の輸出入貨物の相当程度を直背後の都道府県以外の利用が占める広域インフラである。また、国際コンテナ戦略港湾への広範で多様な集貨活動を行う際の受益者・利害関係者が全国に広がっている。</p> <p>また、更なるコンテナ船の大型化や基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が大きく変化するとともに、「日本再興戦略」や「経済財政運営と改革の基本方針」等において、国際コンテナ戦略港湾政策の推進が位置づけられたところである。</p> <p>こうしたことから、本施策は国による具体的な取り組みが必要である。</p>

施策等の効率性	<p>本施策等を行うことにより、国際基幹航路の我が国への寄港が維持・拡大されることで、我が国企業が信頼性及び利便性の高い国際物流網を構築することが可能となり、我が国の企業立地環境の維持・向上につながる。</p> <p>一方で、仮に国際基幹航路の我が国への寄港が失われた場合、①我が国への輸入物資（消費財）の価格上昇による国民生活の圧迫、②輸入物資（中間財）の価格上昇による企業の製造コスト上昇、③輸出品価格の上昇による我が国企業の世界での競争力低下、といった要因により、年間4,000億円の民間投資需要と1.6万人もの国民の雇用が失われるとの試算もある。</p>
	<p>・国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社を実施する内航・外航船社や荷主等を対象とした集貨策への支援を行うのに必要な費用</p> <p>・国際コンテナ戦略港湾等に立地する老朽化・陳腐化した物流施設の再編・高度化及び港湾物流の高度化を促進する地域を指定し、地域内への投資を促すために必要な費用</p> <p>・港湾運営会社の出資構成の見直しに要する費用 等</p> <p>【予算要求額：3,384百万円】</p>
	<p>効果</p> <p>国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大が図られる。</p>
代 替 案 の 比 較	<p>概要</p> <p>全国各地の港湾において、各港それぞれで外航航路を積極的に取り込む。</p>
	<p>費用</p> <p>全国各地の港湾において、各港それぞれで外港航路を誘致・維持するために要する費用。仮に本案と同額と置く。</p>

	効果	各港それぞれにおいて外航航路を取り込むことが可能となる。
	比較	<p>代替案は、各港それぞれにおいて外航航路を積極的に取り込むことを図ることとしているが、その結果として、国際コンテナ戦略港湾への貨物の集積が進まないことになる。これにより国際コンテナ戦略港湾の競争力が失われ、国際基幹航路の我が国への寄港を喪失してしまう可能性が高い。</p> <p>こうしたことと、限られた公共投資を集中的に配分する観点から、本案が効率的である。</p>
施策等の有効性		<p>これまでの集貨策は内航事業者の立ち上がり時支援のみに限定されていたが、本施策により、港湾運営会社が各物流の決定権を持つ内航・外航船社や荷主等を対象として実施する集貨策を支援することで、より効果的かつ多角的な集貨が可能となる。</p> <p>また、老朽化・陳腐化した倉庫等の物流施設の再編・高度化を支援することで、流通加工等の機能が強化され、創貨が図られる。</p> <p>これらを港湾運営会社が実施するにあたり、港湾運営会社に国が出資するなど出資構成の見直しを行うことにより、より全国的・広域的な視点で、迅速な意思決定機構のもとで実行していくことが可能となる。</p>
その他特記すべき事項		<p>①政策等における位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日） 第2章2. プログラム14 「港湾については、アジアと北米・欧州等を結ぶ基幹航路のコンテナ船の我が国への寄港の維持・拡大のため、国際コンテナ戦略港湾（阪神港及び京浜港）において、釜山港等アジア諸港に比肩しうる仕様（水深・広さ）を有する高規格コンテナターミナルの整備、フィーダー輸送網強化による広域からの貨物集約、港湾運営会社による「民」の視点での港湾運営の効率化等といった、ハード・ソフト一体となった施策を国家戦略として集中して実施する。」</li> <li>・日本再興戦略（平成25年6月14日） 第Ⅱ. 一. 5. ③空港・港湾など産業インフラの整備 「国際的に遜色ない物流コストと利便性の実現に向け、港湾における大型船舶への対応力強化、稼働時間延長等のニーズへの対応、港湾・空港への輸送アクセスを向上させる。（略）2016年度までに国際コンテナ戦略港湾における大水深コンテナターミナルを現状の3バースから12バースにするとともに、2015年度までに港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営を実現、海外トランシップ貨物奪還に向けた広域からの集荷や貨物の需要創出を促進することなどにより物流ネットワークの強化を進める。」</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日） 第3章3. (2) ①選択と集中の徹底実行へ 「国は、国際競争力を強化するインフラ（首都圏空港・国際コンテナ戦略港湾・三大都市圏環状道路等）、民需誘発効果や投資効率の高い社会資本を選択し集中投資する。」</li> </ul>

- ・ 総合物流施策大綱（２０１３－２０１７）（平成２５年６月２５日）
  - ２．（１）産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組「グローバル・サプライチェーンの一端を担う我が国物流ネットワークの国際競争力を強化するため、物流インフラの整備や運営効率化を図るとともに、国際物流に不可欠な物流インフラ・物流システムの整備・充実を推進する。」
- ②外部要因
  - ・ 輸出入貨物量に影響する景気動向・為替変動・世界情勢の変化
  - ・ 釜山港等東アジア主要港の港湾施策
- ③政策レビューとの関係
  - ・ 「国際コンテナ戦略港湾政策」（平成２７年度）

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	戦略的訪日拡大プランの推進		
担当課	観光庁 日本ブランド発信・外客誘致担当参事官室	担当課長名	参事官 飯嶋 康弘
施策等の概要	<p>訪日2,000万人時代を見据えたプロモーションの強化と送客元の拡大を図るため、将来的に訪日の増加が期待できる市場等において、旅行先としての日本の認知度向上等を目的とした戦略的なプロモーションを展開する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：2,006百万円】</p>		
施策等の目的	<p>訪日外国人旅行者数2,000万人の高みを目指し、2030年には3,000万人を超えることを目指すには、訪日への潜在性を有する市場等について、旅行先としての日本の認知度を高め、日本の魅力を強力に発信する戦略的なプロモーションを展開することが必要である。これにより、送客元のさらなる多様化を図り、着実な訪日外国人旅行者の拡大へとつなげる。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 観光立国を推進する		
業績指標	109 訪日外国人旅行者数		
検証指標	-		
目標値	1,800万人（平成24年度実績値：837万人）		
目標年度	平成28年		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）に盛り込まれた訪日外国人旅行者数の目標（2030年3,000万人）を達成するには、これまでの市場に加え、訪日への潜在性を有する市場等について、戦略的なプロモーションを展開する必要がある。また日本経済再生に向け、観光振興による地域の活性化に取り組むためには、現在ビジット・ジャパン事業の対象としている主要市場の他にも訪日への潜在性を有する市場に対しても戦略的なプロモーションを行い、訪日外国人旅行者の底上げと送客元の拡大を図る必要がある。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>現在ビジット・ジャパン事業の主要市場以外の地域においては、積極的な日本の魅力のプロモーションが行えておらず、日本の多様な魅力が十分に認知されていない。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>訪日への潜在性を有する市場等においては、まずは「日本」をよく知ってもらい「行きたい」きっかけをつくることが重要である。そのため、旅行先としての日本の認知度を高めるための訪日プロモーションを実施する。</p>		

	<p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>① 訪日への潜在性を有する市場において、旅行先としての日本の認知度を一気に向上させるためのプロモーションを実施（TVCM等）</p> <p>② 東南アジア市場において、共同キャンペーンによる若年層の取り込みなど、横断的なプロモーションの実施。</p> <p>③ 富裕層市場における本格的プロモーションの実施</p> <p>④ 航空会社、クルーズ会社、空港等と戦略的に連携した訪日プロモーションの実施</p>
社会的ニーズ	訪日外国人旅行者による年間旅行消費額は約1兆円であり、国内における旅行消費額の約5%を占めている。そのため、さらなる訪日外国人旅行者数の増加を図ることにより国内消費額増加へとつなげ、地域経済の活性化、雇用誘発効果の増大をもたらすことが求められている。
行政の関与	訪日外国人旅行者数の拡大を図る上で重要となる訪日への潜在性を有する市場等への取組については、現時点では、まずは、訪日旅行そのものの認知度を高める必要があり、訪日旅行の認知度を高める取組みは、個々の企業によるプロモーションの実施ではなく、行政が先頭に立って、日本ブランドの発信、旅行先としての日本全体の認知度向上を進めていく必要がある。
国の関与	観光立国の実現にあたっては、競合国との競争に対抗するため、各主体それぞれではなく、国、地方、民間が一体となって、旅行先としての日本の認知度向上を図る必要がある。

施策等の効率性	本施策を実施しない場合、特定地域における観光魅力は発信されるものの、規模が小さく、地域間の連携や他省庁等の取組との連携、他の取組との連携による相乗効果も期待できないこと等、国として観光立国を図る上では不十分かつ非効率にならざるを得ない。一方、本施策は下記の費用を要するものの、日本の多様な魅力の発信や日本としての統一のイメージ向上等により、観光立国を目指すという観点からは、本施策の方がより効率的である。
費用	<p>2,006百万円（26年度予算要求）</p> <p>① 訪日への潜在性を有する市場において、旅行先としての日本の認知度を一気に向上させるためのプロモーションを実施（TVCM等）</p> <p>② 東南アジア市場において、共同キャンペーンによる若年層の取り込みなど、横断的なプロモーションの実施。</p> <p>③ 富裕層市場における本格的プロモーションの実施</p> <p>④ 航空会社、クルーズ会社、空港等と戦略的に連携した訪日プロモーションの実施</p>
効果	訪日への潜在性を有する市場等に対して、旅行先としての日本の認知度向上、訪日選好度の向上、旅行商品の造成や販売促進が図られ、訪日外国人旅行者の増加につながる土台が築かれる。
概要	—

代替案との比較	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の有効性	<p>訪日への潜在性を有する市場における、旅行先としての日本の認知度向上を高める為のプロモーションの取組により、訪日旅行の裾野が広がり、継続的かつ安定的な訪日外国人旅行者の拡大、国内における旅行消費額の増加、観光振興による地域の活性化が期待できる。</p>	
その他特記すべき事項	<p>○関連する閣議決定、施政方針演説等における位置付け  【観光立国推進基本計画】（平成24年3月30日 閣議決定）  【日本経済再生に向けた緊急経済対策】（平成25年1月11日閣議決定）  【観光立国実現に向けたアクション・プログラム】（平成25年6月11日 観光立国推進閣僚会議決定）  【日本再興戦略-JAPAN is BACK-】（平成25年6月14日 閣議決定）</p> <p>○平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。</p>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	観光地ビジネス創出の総合支援		
担当課	観光庁観光地域振興部 観光資源課	担当課長名	観光資源課長 新垣慶太
施策等の概要	<p>地域にある資源を活用して売れる旅行商品を開発し、継続して観光地づくりに取り組む地域の担い手を育成し、自立的経営へ誘導することにより、観光地づくりをビジネスにつなげる取組を促進する。 （予算関係） 【予算要求額：600百万円】</p>		
施策等の目的	観光地づくりのビジネス化により観光地づくりの取組を自立的かつ継続的なものとする。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 観光立国を推進する		
業績指標	110 国内観光旅行による国民一人当たりの年間宿泊数 112 国内における観光旅行消費額		
検証指標	-		
目標値	110 2.5泊（平成24年実績値：2.14泊） 112 30兆円（平成23年実績値：22.4兆円）		
目標年度	平成28年		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b> 人口減少・少子高齢化が見込まれる中、地域経済の活性化を進めるためには、観光交流人口の拡大を図ることが必要であるが、近年、宿泊数等も減少傾向にあるなど厳しい環境にある。</p> <p><b>ii 原因の分析</b> 観光地づくりの基礎となる交流人口を拡大させるための取組が、地方公共団体等の支援や地元関係者の出捐を前提に成り立っていることが大多数であり、自立的かつ継続的なものへと進展していない。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> 売れる旅行商品を開発し、観光地づくりの取組を継続する地域の担い手を育成し、自立的経営へ誘導することにより、観光地づくりをビジネスとして自立的かつ継続的なものとする必要がある。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p>		

	収益を生み出すことができる旅行商品を開発するとともに、観光地づくりと商品化の「目利き」によるOJTと研修を通して、観光地づくりの担い手にノウハウを蓄積させ、自主財源の確保、運営の独立などによる自立的経営での観光地づくりを促進させる。
社会的ニーズ	国内観光旅行の促進は、観光交流人口や旅行需要の拡大という効果があり、社会的ニーズは高い。
行政の関与	地域の幅広い関係者の参画・協働のもと、地域の特性を活かした観光地づくりの取組を進めていく必要があるが、地域での取組及び調整等において、地域関係者のみでは人的及び時間的な制約から十分な体制が取れない場合が多い。また、体制が構築できる場合でも地域内関係者で直接利害が衝突する場合もあり、より効果的な成果を導き出すには、第三者的立場で公的主体が積極的に関与して支援することが必要である。
国の関与	「目利き」と「地域の担い手」による取組をより効果的なものとするためには、大都市の消費者の視点から考察するなど地方公共団体等の枠を超えた広範囲での連携が必要であり、その調整に第三者として国が関与することが効果的である。また、本事業は、地域に所在する資源を活用して地域の観光地づくりを進めるものであるが、地域任せのままでは、その取組は散発的、若しくは長期間を要するものであり、世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会を早急に具現化していくためには、ノウハウを有する国が、各地域の取組に関与することが重要である。

施策等の効率性	本施策を行うことで、地域における観光地づくりのビジネス化や担い手の育成を実施し、観光地づくりの取組が自立的かつ継続的に拡大していくことにつながるため、本施策は効率性がある。
費用	600百万円（26年度予算要求） ①売れる旅行商品開発 ②観光地の担い手育成 ③自立的経営への誘導
効果	「目利き」と「地域の担い手」が一体となって売れる旅行商品開発や、観光地の担い手育成、自立的経営への誘導が達成され、自立的かつ継続的な観光地づくりの取組の拡大・発展が可能となる。
概要	国は観光地づくりに関する助言のみを行い、観光地づくりや人材育成に向けた取組は地方公共団体等で実施することとする。

代替案との比較	費用	国費による費用負担はなし。
	効果	地域が独自に観光地づくりを行うこととなるが、地域内にとどまる知見に頼ることになるため第三者的視点による取組や、ビジネスとして確実に収益の上がる体制の構築が十分に行えない。
	比較	観光地づくりのビジネス化に向けた成果は限定的である。
施策等の有効性	本施策の実施により、売れる商品の開発と観光地づくりに取り組む地域の担い手の育成が行われ、継続的かつ自立的経営による観光地づくりへ誘導することができることから、地域の観光交流人口の拡大や国内観光旅行の促進が期待できる。	
その他特記すべき事項	<p>○関連する閣議決定、施政方針演説等における位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光立国推進に向けたアクション・プログラム（平成25年6月11日 観光立国推進閣僚会議） <ul style="list-style-type: none"> <li>3. 外国人旅行者の受け入れの改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>〈魅力ある観光地域づくり〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>（3）地域の観光ポテンシャルの最大化</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・日本再興戦略（平成25年6月14日 閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> <li>第Ⅱ.3つのアクションプラン <ul style="list-style-type: none"> <li>二. 戦略市場創造プラン <ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>（2）個別の社会像と実現に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会 <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⅱ）解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人旅行者の滞在環境の改善</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。</p>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	地方航空路線活性化プログラムの創設		
担当課	航空局航空ネットワーク部 航空事業課	担当課長名	航空事業課長 平岡 成哲
施策等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体や航空会社等を構成員とする地域の協議会による主体的な路線維持の取組のうち、国として評価したモデル的な取組を支援。</li> <li>対象となる地方路線は、路線需要や代替交通機関（乗継航空便を含む）の利便性等から判断。</li> <li>モデル的取組を実施する際に必要となる経費について、国が支援を実施。モデル的取組の実証効果は、全国の他の地方路線の取組に波及させていくことを想定。（予算関係）</li> </ul> <p>【予算要求額：500百万円】</p>		
施策等の目的	本施策の実施により、3ヶ年の支援期間中に、対象路線に係る収支を改善し、その維持・活性化を図る。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	24 航空交通ネットワークを強化する		
業績指標	-		
検証指標	対象地方路線に係る路線の維持・活性化（検討中）		
目標値	（検討中）		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b> 地方路線の維持・確保が困難になっている。（最近の3ヶ年（平成22～24年度）で53路線が廃止）</p> <p><b>ii 原因の分析</b> 人口減少や経済状況の不確実性、LCCの伸張に伴う高収益路線の価格競争の激化等により、従来、大手航空会社の内部補助により維持されてきた赤字路線が休廃止になっている。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> 民間の企業努力のみに頼ることには限界があることから、地域の主体的取組に対し、国が支援を図ることが必要。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b> 支援要件を定めた上で、要件に合致する路線を抱える空港が所在する周辺の自治体や地元企業、空港管理者、航空会社等で構成する地域の協議会（又は協議会の構成員）に対し、一協議会（一路線）あたり3ヵ年、路線維持・活性化のための需要喚起に必要な経費（調査費・広報活動費等）を支援。</p>		
社会的ニーズ	地方路線の維持・充実に関する各自治体等からの要望は年間60件程度（平成24年度）が寄せられている。		
行政の関与	大手航空会社の内部補助により維持されてきた赤字路線を引き続き航空会社の企業努力に依拠することは限界であるため。		

	国の関与	地域や航空会社等による主体的な取組のうち、全国のモデルとなる取組を国が支援するものであるため。
--	------	---

<p>施策等の 効率性</p>		自治体や航空会社等を構成員とする地域の協議会による主体的な路線維持の取組を支援することで、地域自らのニーズに基づく柔軟な発想による対応が可能となるとともに、モデル的取組の実証効果を全国の他の地域にも波及させることが期待できる。
	費用	50,000千円(一路線あたり)×10路線以内(年間)
	効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流人口の拡大による路線の維持</li> <li>・ 条件不利地域の交通基盤維持</li> </ul>
	概要	全国一律に地方路線維持のための支援を行う。
<p>代替案との比較</p>	費用	本施策と同額と仮定。
	効果	本施策と同じ。
	比較	本施策に対して、費用対効果の点で劣る。
<p>施策等の 有効性</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が実施する路線維持のための取組を国が支援することにより、観光振興等による交流人口の拡大が促進され、旅客数の増加による安定した路線の維持が図られる。</li> <li>・ 条件不利地域の必要な交通基盤を維持することで、定住環境の確保、地域経済の活性化が期待される。</li> <li>・ モデル的な取組の実証効果を、全国の他の地方路線の取組に波及させることで、新たな路線維持のための各地域の主体的な取組を促進する効果が期待できる。</li> </ul>
<p>その他特記 すべき事項</p>		<p>○「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)第2章4(1)、第3章3(2)①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「・・・広域的な交通基盤を通じて、地域独自の資源や伝統文化などを活かした観光振興等により交流人口を増やす。」</li> <li>・ 「また、過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。」</li> </ul> <p>○「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案に対する附帯決議」(平成25年5月24日衆議院国土交通委員会、平成25年6月18日参議院国土交通委員会)</p> <p>五 空港運営の改善に向けた取組と併せて、地方航空ネットワークの維持・充実が図られるような地方航空ネットワークへの支援措置の充実・強化について、欧米等における地方航空ネットワークの維持に関する補助制度を参考にしつつ、離島振興法に規定する「人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化」にも配慮して検討を進め、早急に結論を得て、必要な措置を講ずること。</p> <p>○「交通政策審議会航空分科会基本政策部会 中間とりまとめ」(平成25年7月8日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 地方航空ネットワークの安定的な確保を目指して</li> <li>4.1 地方航空ネットワークの維持に係る支援の必要性</li> <li>4.1 1 地方航空ネットワークの維持に係る支援の必要性</li> </ul> <p>(中略)</p> <p>地方航空ネットワーク一般の維持については、国が公租公課の減免等を行うほか、主として高収益路線から得られる収益をもとにした内部補助等の航空会社の企業努力に頼る面が大きかった。・・・(中略)・・・国内航空需要が減少傾向にある一方で、熾烈を極める国際競争や高収益路線における競争激化といった近年の航空を巡る環境変化があり、イベントリスクに左右される産業構造も考え合わせると、今後、航空会社の企業努力に依拠する路線の確保に期待することには限界がある。</p>

また、現在、地域において空港の活用、地方航空路線の維持のための様々な取り組みが行われている。地域資源の活用や関係者間の連携協力により、観光振興や交流人口の増加に他のモデルとなるような成果を上げているところもあるが、地方ネットワークの維持確保のためには、個別地域の取り組みだけでも限界がある。

こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、条件不利地域の交通基盤の維持や、地域を再生し、全国隅々に成長の成果を行き渡らせていくことが求められたところである。

したがって、こうした観点から重要な路線についても、代替交通機関（乗継航空便を含む）による可能性も十分考慮した上で、国として、地域の取り組みを支援しつつ、必要な路線を支える様々な施策を講じていくことが必要である。

#### 4. 2 海外における地方航空路線に対する支援の仕組み

我が国における支援制度の充実の検討にあたって参考となる海外における支援制度としては、・ ・（中略） ・ ・米国におけるSCASDP（小地域航空サービス開発プログラム）制度がある。

（中略）

SCASDPは、空港所在のコミュニティが行う、航空路線の市場分析、地域航空会社に対する利益保証、補助金の支払い等に対して米連邦政府から補助金を交付する制度である。SCASDPについては、コミュニティが主体的に行う航空サービス改善の取り組みを支援する仕組みとなっている点で参考になる。

#### 4. 3 地方航空路線に対する支援のあり方

（中略）

##### 4. 3. 2 地方航空路線に対する支援の基本的考え方

条件不利地域の交通基盤の維持や、地域を再生し、全国隅々に成長の成果を行き渡らせる観点から必要な路線について、現行の支援策に加えて国が支援を行う際には、まず、地域の主体的な取り組みを前提として行われるべきである。

（中略）

なお、都道府県庁所在地へのアクセスについて、代替交通機関が著しく不便と認められる等の地域の路線については、すでに地域による様々な支援が行われているが、既存の様々な支援制度のバランスにも配慮しつつ必要な支援のあり方も検討するべきである。

#### 5 おわりに

公租公課等のあり方及び地方航空ネットワークの維持方策に関しては、各種支援措置の期限到来等を踏まえ、平成26年度の予算要求等を見据えて平成25年の夏までの間に一定の結論を得るべく集中的に議論を行った結果をとりまとめたところである。これらについては、本中間とりまとめによって示した方向性を十分に踏まえ、具体策の検討とその適切な実施が望まれる。

○平成29年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等	国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の創設		
担当課	都市局まちづくり推進課	担当課長名	課長 天河宏文
施策等の概要	<p>特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に位置付けられた国際的な求心力を高める都市機能の整備及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援する事業を創設する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：800百万円】</p>		
施策等の目的	国際的な求心力を高める都市機能の整備及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援することにより、低下が懸念される我が国の大都市の国際競争力の強化を図る。		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	—		
検証指標	特定都市再生緊急整備地域において、都市開発事業と一体となった国際的な求心力を高める都市機能の整備及びシティセールスの取組を記載した整備計画の数		
目標値	11		
目標年度	平成30年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>国際企業の地域統括拠点数、高度外国人材の増加率、国際会議開催シェア等について、我が国大都市のアジア等における存在感が低下している。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>アジア諸国・地域の経済的台頭で、日本が市場規模の魅力のみで国際企業を引きつける優位性は低下している。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>国際的ビジネス環境の優位性が低下しており、我が国都市の国際的な求心力が不足している。</p> <p>また、我が国の都市機能の優位性を海外に積極的にアピールするシティセールスが不足している。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p>		

	<p>特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に位置づけられたソフト・ハード両面の以下の取組に対して総合的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際的な求心力を高める都市機能の整備 (国際会議用設備、外国語情報板・案内板、外国語情報発信等)</li> <li>・ シティセールス (国内ショールームの設置、海外でのプレゼンテーション等)</li> </ul>
社会的ニーズ	<p>大都市の競争力の強化は、我が国の経済成長を確実に実施するための喫緊の課題となっている。「日本再興戦略」においても「大都市の国際競争力を高めるため、先行的に「国家戦略特区」を活用して大胆な規制改革等を実施するとともに、大都市全体として取り組むべき外国人の生活機能のサポートやシティセールス等を推進する。」とされている。</p>
行政の関与	<p>大都市の国際競争力を強化するためには、大規模ビルの所有者、管理者等の民間主体のみにより取組だけでは不十分であることから、ソフト・ハード両面にわたって行政が積極的に対応する必要がある。</p>
国の関与	<p>大都市の国際競争力は、我が国の社会経済に与える影響が大きいことから、民間や地方公共団体だけではなく、国も含めた関係者全てが連携することにより、より効果的な取組を促進する必要がある。</p>

施策等の効率性	<p>対象施策を行わなかった場合、当該地方公共団体や当該地域に所在する民間事業者、大都市の国際競争力強化をゆだねることとなり、対策のための負担が地方公共団体や民間主体にとって課題となる可能性があるとともに、国際的見地を有する国の技術・知見等を十分に活かすことが出来なくなり、我が国の国際競争力が損なわれる恐れがある。</p>	
費用	<p>予算措置：800百万円【平成26年度予算要求額】 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業</p>	
効果	<p>我が国の大都市が、国際企業や高度外国人材にとって「世界で最もビジネスのしやすい都市」となり、国際的な求心力が高まる。</p>	
代替案との比較	概要	-
	費用	-
	効果	-
	比較	-

<p>施策等の 有効性</p>	<p>国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援するものであり、支援を通じて民間主体が中心となる都市再生緊急整備協議会等の自発的な取組を確実に促進することが可能であることから、有効であると言える。</p>
<p>その他特記 すべき事項</p>	<p>平成31年度に事後検証シートによる事後検証を実施。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	都市機能立地支援事業の創設		
担当課	都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	担当課長名	課長 廣瀬 隆正 課長 杉藤 崇
施策等の概要	<p>都市構造の再構築が必要な都市において、まちの拠点となるエリアに、都市の生活を支える機能の整備を行う民間事業者に対して支援を実施する特別な予算制度を創設するもの。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：4,000百万円】</p> <p>なお、持続可能な都市構造への再構築に向けて都市機能の集約立地の推進のために、予算制度のほかに税制措置等を検討。</p>		
施策等の目的	<p>持続可能な都市構造への再構築のため、市街地を中心とした居住の集積や、まちの拠点となるエリアへの都市機能の集約立地に向け、民間活力を最大限に活用し、まちの拠点となるエリアへの都市機能整備を推進し、まちの活力の維持・増進（都市の再興）を図る。</p>		
政策目標	7. 都市再生・地域再生の推進		
施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	—		
検証指標	都市の生活を支える機能の立地数		
目標値	200施設		
目標年度	平成30年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>拡大した市街地において、人口減少や高齢化に伴い、一層、人口密度が低下することにより、各種都市機能（医療・福祉・商業・子育て支援等）の維持が困難となる。さらに、社会保障費や公共施設・インフラの維持更新費用の増大、住民税や固定資産税の減少により地方公共団体の財政が圧迫され、まちの立て直しに必要な財政支出を行うことが困難になるなど地域の活力が衰えていくと考えられる。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>地方都市においては、人口減少や高齢化が進行するとともにモータリゼーションの進展や地価が比較的安い郊外部との格差等により、市街地が拡大している。また、市街地では相続を契機に空き家化・空き店舗化が進展するとともに、駐車場等の低未利用地への転換が進むことにより、更に市街地の活力を失わせ、住民等を遠ざけるという負のスパイラルに陥っていると考えられる。</p>		

	<p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>居住者が健康・快適なライフスタイルを送ることができ、持続可能な都市構造への再構築を図るためには、市街地における一定の居住集積が必要であることから、市街地を中心とした居住の集積とともに、これに必要な都市機能を集約立地させていく取組が求められているが、こうした都市機能の整備を担う民間事業者への支援が十分ではなかった。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等）をまちの拠点となるエリアに整備する民間事業者に対し、国から補助</p> <p>なお、上記の他、民間事業による都市機能の整備に対する税制措置として、まちの拠点となるエリアへの事業用資産の買換えに対する特例、都市機能の立地に必要な用地の確保を促進する特例を検討する。</p>
<p><b>社会的ニーズ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少や高齢化が進展する地方都市においては、民間の知恵や資金を活用しつつ、それぞれの地域戦略に基づき、コンパクト・シティやスマート・シティを実現</li> <li>・拡大する必要がある。</li> <li>・このため、中心市街地の活性化の推進に加え、集住や都市機能の集約立地を推進する必要があり、市町村が民間事業者による都市機能の立地の協力を効果的に働きかけることができる計画の仕組み、集約立地すべきエリア内に都市機能の移転を促進するような民間事業者向けの財政上の支援措置が必要となっている。</li> <li>・特に、支援措置や土地利用制度との組み合わせによる民間を活用した住居や生活機能のまちの拠点となるエリアへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築や市役所、学校跡地等の公的不動産の有効活用の推進などが求められている。</li> </ul>
<p><b>行政の関与</b></p>	<p>行政の関与なしでは、民間事業者による都市機能の整備による市街地の拡大を防止し、解消することはできず、都市構造の改変はこれまで土地利用制度や公共施設整備を担ってきた行政が中心になって民間事業者による都市機能の立地をまちの拠点となるエリアに誘導する支援措置を行う必要がある。</p>
<p><b>国の関与</b></p>	<p>人口減少や高齢化などの社会経済情勢の変化に応じた持続可能な都市構造への再構築については国家的な課題であり、国が関与すべき施策である。</p>

<p><b>施策等の効率性</b></p>	<p>まちの拠点となるエリアに都市の生活を支える機能の整備を行う民間事業者に対して直接支援を行うことにより、持続可能な都市構造への再構築が可能となる。</p>
<p><b>費用</b></p>	<p>4, 000百万円（平成26年度予算要求額）</p> <p>都市構造の再構築が必要な都市において、まちの拠点となるエリアに、都市の生活を支える機能の整備を行う民間事業者に対する補助（直接補助）。</p>
<p><b>効果</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約立地を行うエリアを核として、集住の促進が図られる。</li> <li>・低・未利用地や既存ストックの有効活用等により、地方都市の既成市街地の活性化が図られる。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市のコンパクト化により、持続可能な都市経営が図られる。</li> <li>・民間事業者による都市機能整備の促進により、民間投資が誘発される。</li> </ul>
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の有効性	<p>本施策は、民間事業者への補助を通じて、まちの拠点となるエリアへの都市機能の整備を促進するものであり、人口減少や高齢化などの社会経済情勢の変化に応じた持続可能な都市構造への再構築を行うといった国家的な課題に対し、まちなかに都市機能を集約立地することにより、まちの活力の維持・増進（都市の再興）を図るものであることから、有効であると言える。</p>	
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）における「都市の競争力の向上」において、「地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組み合わせによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築や市役所、学校跡地等の公的不動産の有効活用の推進など民間主導による「身の丈にあった再整備」、来訪型の都市型産業の立地を促進することにより、都市構造のリノベーションを推進する。」と掲げられている。</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）における「特色を活かした地域づくり」において、「人口減少や高齢化が進展する地方都市においては、民間の知恵や資金を活用しつつ、それぞれの地域戦略に基づき、コンパクト・シティやスマート・シティを実現・拡大する」と掲げられている。</li> <li>・都市再構築戦略検討委員会（国土交通省都市局平成25年7月31日中間とりまとめ公表）において、今後の目指すべき都市構造である集約型の都市構造に向け、集住や都市機能の集約立地の推進の必要性、また、都市機能の集約立地に向けた戦略として、市町村が民間事業者に都市機能の立地の協力を効果的に働きかけることができる計画の仕組み、集約立地すべきエリア内に都市機能の移転を促進するような民間事業者向けの財政上の支援措置の必要性が述べられている。</li> <li>・平成31年度に事後検証シートによる事後検証を行う。</li> </ul>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	旅客自動車運送事業等における訪日外国人旅行者の利用促進		
担当課	自動車局 旅客課	担当課長名	旅客課長 瓦林 康人
施策等の概要	訪日外国人旅行者による利用を促進するため、バス・タクシー・レンタカーにおける外国人旅行者向け利用環境の改善を促進するための調査を実施し、本格的な実施に向けた課題を抽出・検証する。（予算関係） 【予算要求額：27百万円】		
施策等の目的	外国人旅行者がバス・タクシー・レンタカーを利用して国内の様々な観光地に容易にアクセスできれば、旅行の満足度が増すのみならず、インバウンドによる経済効果が全国各地に波及し、地域のバス・タクシー等の活性化にもつながる。このため、バス・タクシー等における外国人旅行者向け利用環境を改善し、地域の活性化を図る。		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
業績指標	—		
検証指標	検討中		
目標値	検討中		
目標年度	検討中		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b> 全国各地には豊富な観光資源があり、2次交通による国際観光需要の拡大が見込めるものの、十分に活かすことが出来ていない状況である。</p> <p><b>ii 原因の分析</b> バス・タクシー・レンタカーにおいては、他の2次交通機関と比較して、総じて外国人旅行者向け利用環境の整備が不十分な水準にとどまっている。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> 外国人旅行者がバス・タクシー・レンタカーを利用して国内の様々な観光地に容易にアクセスできれば、旅行の満足度が増すのみならず、インバウンドによる経済効果が全国各地に波及し、地域のバス・タクシー等の活性化にもつながる。このため、バス・タクシー等における外国人旅行者向け利用環境を改善し、地域の活性化を図る。</p>		

	<p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>○空港リムジンバスの利用環境改善に向けた実証実験</p> <p>○外国人用乗り場の確保と連動した外国人旅行者にわかりやすいタクシー車体表示方法等の検討</p> <p>○外国人旅行者のレンタカー利用時における受付時間の短縮及び日本の交通ルールの周知方策の検討</p>
社会的ニーズ	観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成25年6月11日閣議決定）に位置づけられているものであり、地域の活性化という観点からも社会的ニーズは高いものであると考える。
行政の関与	外国人旅行者の利用を促進するには、各地域の様々な観光資源を最大限に活かしたアクセスの改善を行う必要があるため、地域全体の活性化を見据えた公共性の高い取組であることから、行政が主体となって実施する必要がある。
国の関与	外国人旅行者向けの利用環境の改善は全国的な課題があり、国において全国的な見地から調査を実施する必要がある。

施策等の効率性		<p>事業者主体で実施した場合には、多様な関係者がいる中で、アクセスの改善は不十分になりかねず、限定的な効果しか得られない。</p> <p>一方、本施策によれば、リピーター層を中心に有名観光地にとどまらない幅広い観光資源へのアクセスが改善され、インバウンドによる経済効果の全国各地への波及を促進することが可能となる。</p>
	費用	<p>27百万円（平成26年度予算要求額）</p> <p>① 空港リムジンバスの利用環境改善に向けた実証実験に係る費用</p> <p>② 外国人用乗り場の確保と連動した外国人旅行者にわかりやすいタクシー車体表示方法等の検討に係る費用</p> <p>③ 外国人旅行者のレンタカー利用時における受付時間の短縮及び日本の交通ルールの周知方策の検討に係る費用</p>
	効果	外国人旅行者によるバス・タクシー・レンタカーの利用が増加する。
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—

		比較	—
	施策等の有効性		外国人旅行者向けの利用環境の改善を図ることにより、インバウンドによる経済効果を全国各地に波及させるとともに、バス・タクシー等の需要の底上げが可能となり、地域の活性化を図る観点から本施策は有効である。
	その他特記すべき事項		<p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>二. 戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ4 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現</p> <p>○観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成25年6月11日閣議決定）</p> <p>3. 外国人旅行者の受入の改善</p>

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等	社会資本情報のプラットフォーム構築		
担当課	大臣官房技術調査課 総合政策局技術政策課	担当課長名	田村 秀夫（技術調査課） 吉田 正彦（技術政策課）
施策等の概要	<p>社会資本とその維持管理に係る情報を把握するため、設計時、施工時、維持管理時、モニタリング時など、それぞれの分野・段階で整備・収集されたインフラに関する情報を一元的に扱うためのルール等を付与した社会資本情報プラットフォームを構築する。これにより、社会資本の状況の「見える化」を推進し、施設の長寿命化計画等に基づく効率的な維持管理を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：160百万円】</p>		
施策等の目的	<p>国や地方公共団体等が所有する社会資本に対して、全国にある同種構造物のデータ等を統一的に分析することで劣化等を早期に把握し、管理や長寿命化計画に反映することで、社会資本の維持管理コストの削減・平準化を実現や地域防災計画の策定などの行政の企画立案を効率化を促すことで、戦略的な維持管理・更新を推進する。</p>		
	政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
	施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する	
	業績指標	-	
	検証指標	検討中	
	目標値	検討中	
	目標年度	検討中	
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b> 我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中整備され、今後急速に老朽化することが懸念されることから、真に必要な社会資本整備とのバランスをとりながら、戦略的な維持管理・更新を行うことが喫緊の課題となっている。 しかし、点検情報を含めたインフラに係る情報の管理が共通のルールを持たず、データベースも散在しているため、情報の統一的な取り扱いが困難な状況である。</p> <p><b>ii 原因の分析</b> 社会資本情報は膨大であり、これまで施設毎に管理されていたためデータベース化が施設分類ごとに大きく異なり、施設横断的に情報を共有するに至っていない。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> インフラに係る情報が共通のルールを持たず、データベースも散在してい</p>		

	<p>るため、インフラに係る情報の現状把握と統一的取り扱いのルールを検討が必要。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>社会資本に係る情報の統一的取り扱いのためのルールの検討と社会資本情報プラットフォームの構築を行う。</p>
社会的ニーズ	今後社会資本の維持管理のための費用は増加することが見込まれており、戦略的な維持管理を進める上で施設情報を一元的に把握することが求められている。
行政の関与	大半のインフラの管理者は、国や地方公共団体といった公的主体である。維持管理・更新に関する情報の取り扱い方法等の検討は、行政が管理ニーズを踏まえて行う必要がある。
国の関与	各地方公共団体の管理するインフラを含むプラットフォームの構築は、国が先導して行うほかない。

施策等の効率性	本施策による以外に施設横断的に情報を共有することは、困難である。一方、本施策によれば、情報の統一的な扱いが可能となり、国や地方公共団体等が保有する社会資本の維持・管理コストの縮減、平準化に寄与することになり、限られた財源の中で戦略的な維持管理が可能となる。	
費用	160百万円	
効果	施設横断的な情報の共有が可能となる。	
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—

<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策の実施により、社会資本情報にひも付けた検索機能を有する社会資本情報プラットフォームが構築され、日本全国から各自治体が保有する社会資本と同ケースの社会資本の事例を探ることができるようになることから、効率的に維持管理手法等の比較・検討が可能となり効果的な維持管理の企画を促す効果が期待される。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、インフラ情報のデータベース化を推進し、インフラ維持管理・更新情報プラットフォームの一部運用開始、2015年以降機能強化を図りつつ、本格運用へ移行するとされている。</p> <p>○世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）において、社会インフラの維持管理・更新に必要なデータを統一的に扱うプラットフォームを構築、2015年以降機能強化を図りつつ、本格運用へ移行すると共に施設管理者や国民への「見える化」を推進するとされている。</p> <p>○社会資本整備審議会・交通政策審議会中間答申（平成25年5月）において、国は大きな視野を持った検討や地域共通の課題の検討等、維持管理・更新に係る技術開発の中心を担うべきとされている。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	電気通信施設の長寿命化対策の検討		
担当課	大臣官房技術調査課	担当課長名	田村 秀夫（技術調査課）
施策等の概要	<p>電気通信施設の長寿命化対策の検討を行い、施設の健全性や信頼性を確保しつつ総合的な維持管理・更新コストの縮減、予算の平準化等の実施を可能とすることで、より一層の効率的かつ効果的な維持管理・更新を行うものである。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：20百万円】</p>		
施策等の目的	河川・道路管理及び防災業務に必要な電気通信施設の長寿命化対策を行い、施設の健全性や信頼性を確保しつつ総合的な維持管理・更新コストの縮減を推進する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	-		
検証指標	検討中		
目標値	検討中		
目標年度	検討中		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>国土交通省で整備・維持・運用している、河川・道路管理及び防災業務に必要な電気通信施設については、電気通信技術の急激な発展とともに整備拡大してきており、近々、膨大な施設が集中的に更新の時期を迎えることとなり、今後、施設更新コストの大幅な増加が予想されている。</p> <p>そのため、維持管理にあたっては、施設の計画・設計（P）、整備・運用（D）、点検・診断（C）、点検・診断結果による改良さらには計画・設計への反映（A）により（PDCAサイクル）、効率的・効果的に実施してきており、また適切な維持管理・更新を行うための維持管理計画の策定を進めているところである。</p> <p>一方で、昨年12月の中央道笹子トンネル事故を契機として、社会インフラの老朽化に対する社会的な関心が高まっている中、より一層効率的・効果的かつ適切な維持管理・更新を行うことが求められている。</p> <p>また、安全性を確保しつつトータルコストを縮減するため、維持管理技術の開発促進と導入、インフラの構造材料の耐久性を向上させる技術等の開発の推進、他分野や民間などで開発された、効率的・効果的な維持管理・更新に寄与する新技術についての積極的な活用などが求められている。</p>		

	<p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>総合的な維持管理・更新コストの縮減、予算の平準化等の実施を行うためには、現状のPDCAサイクルによる電気通信施設の維持管理に加え、施設の設計、製作段階からの長寿命化対策が必要であるが、施設の設計、製作段階からの長寿命化対策が不十分である。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>電気設備、通信設備、電子応用設備等の電気通信施設毎の特徴や仕様、構造等の整理、老朽化する部位や状況等を分析し、長寿命化対策技術を適用した、施設の設計、製作が必要である。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>長寿命化手法や技術動向、延命化技術等の調査等を行い電気通信施設の長寿命化対策の手法について検討を実施する。</p>
社会的ニーズ	高度経済成長期などに集中整備されたインフラが今後急速に老朽化することが懸念されることから、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現することが求められている。
行政の関与	国土交通省で整備・維持・運用している電気通信施設であることから、維持管理・更新に関する検討は、管理責任を有する国（国交省）が管理ニーズを踏まえて行う必要がある。
国の関与	同上

施策等の効率性	本施策によれば、国土交通省が保有する社会資本（電気通信施設）の維持・管理コストの縮減、平準化に寄与することになり、限られた財源の中で戦略的な維持管理が可能となる。	
費用	20百万円	
効果	施設の設計、制作段階からの長寿命化対策が可能となる。	
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—

		比較	—
	施策等の有効性		<p>本施策により、現状のPDCAサイクルによる電気通信施設の維持管理に加えて、高い耐久性が期待できる施設の設計・製作や長寿命化技術の開発にむけた検討を実施することにより、更なる維持管理・更新の効率化が図られる。</p> <p>また、電気通信施設の維持管理・更新に係わる費用の縮減や予算の平準化等にもつながることとなり、電気通信施設を低廉な予算規模で、かつ、施設の健全性や信頼性を確保し、高い水準での維持管理が行える。</p>
	その他特記すべき事項		<p>○財政経済運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）において、今後策定する社会資本整備の基本方針に基づき、安全性を確保しつつトータルコストを縮減するため、維持管理技術の開発促進と導入、ストック情報の整備とICTの維持管理への利活用、長寿命化計画の策定推進、メンテナンスエンジニアリングの基盤強化とそのため体制整備等を進めるとされている。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）において、効果的、効率的に構造物の劣化・損傷等を点検・診断する技術やインフラを補修・更新する技術、インフラの構造材料の耐久性を向上させる技術等の開発を推進するとされている。</p> <p>○今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について（平成25年5月30日社会資本整備審議会・交通政策審議会中間答申）において、今後はより効率的・効果的な維持管理更新のための技術開発についても積極的に行い、得られた成果の基準化、標準化を推進、他分野や民間などで開発された、効率的・効果的な維持管理・更新に寄与する新技術について積極的な活用とされている。</p> <p>○社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、高い耐久性が期待できる素材、構造の活用や維持管理・更新の効率化を図る技術開発の推進が示されている。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	老朽化対策に資する新たな点検・診断技術の開発・導入等		
担当課	大臣官房技術調査課	担当課長名	田村 秀夫（技術調査課）
施策等の概要	<p>非破壊検査等による点検・診断技術等について、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用し、既存技術も含め、現場への試行的な導入を促進する。</p> <p>その際、分野横断的な情報共有を徹底し、技術の適用性、効果等を確認し、評価結果の公表等を行うことで、更なる普及を推進する。（予算関係） 【予算要求額：42百万円】</p>		
施策等の目的	劣化・損傷箇所早期発見等に繋がる非破壊検査等による点検・診断技術の開発・導入を推進し、現場の維持管理の効率化を図る。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	－		
検証指標	検討中		
目標値	検討中		
目標年度	検討中		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中整備され、今後急速に老朽化することが懸念されることから、真に必要な社会資本整備とのバランスをとりながら、戦略的な維持管理・更新を行うことが喫緊の課題となっている。</p> <p>点検・診断技術においては、従前は目視・打音などの人力による点検・診断や、試料採取を伴う診断であったものが、技術の進展により、一部の分野では、目視や打音に加え、機械化、非破壊・微破壊での検査技術、情報通信技術を活用した変状計測等が取り入れられ、その結果、点検・診断の省力化・高速化によるコスト縮減、調査精度の均質化、利用者への影響低減等が図られている。</p> <p>しかし、技術開発成果の普及は必ずしも十分であったとは言えない。そのため、維持管理・更新コストの一層の縮減のための技術開発や、老朽化した社会資本ストックによる人命に関わる事故を未然に防ぐため、変状を迅速かつ確実に把握する技術開発・導入が急務である。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>現状では、各分野で活用されている点検・診断技術の情報共有や研究開発</p>		

	<p>、埋もれている技術の掘り起こしが不十分である。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>時代の進展とともに、社会資本を取り巻く社会的な要請は高まり、それらに対し、新技術の開発や、その成果を技術基準等に反映させることにより対応してきた。今後も技術力により、国民の要請に着実に応えていく必要がある。これまで技術的進展により、維持管理・更新に係る技術は格段に向上してきたが、高齢化した社会資本ストックの増大に対応するため、技術のより一層の進展や、技術開発成果の一般化、標準化が期待される。維持管理に係る新技術については、中長期に渡る信頼性が確保されていることが必要であり、その特性を踏まえた適切な評価を実施する必要がある。</p> <p>そのため、点検・診断技術に関する情報を共有するための仕組みを確立し、実用段階にある技術を現場へ導入するための支援が必要。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>点検・診断サイト（仮）を設立し、点検・診断技術に関する情報を集約。また、点検・診断技術の技術公募を行い、現場等での試験・評価、点検・診断サイトでの公表を経て点検・診断技術の活用を促す。</p>
社会的 ニーズ	高度経済成長期などに集中整備されたインフラが今後急速に老朽化することが懸念されることから、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現することが求められている。
行政の関与	大半のインフラの管理者は、国や地方公共団体といった公的主体であることから、維持管理・更新に関する検討は、管理責任を有する行政が管理ニーズを踏まえて行う必要がある。
国の関与	インフラの老朽化対策は全国的な課題であるため、国が主体的に取り組む必要がある。また、社会資本整備審議会・交通政策審議会中間答申（平成25年5月）においても、国は大きな視野を持った検討や地域共通の課題の検討等、維持管理・更新に係る技術開発の中心を担うべきとされている。

施策等の 効率性	<p>国が本施策による新たな点検・診断技術の開発・導入等の支援を行わず、地方公共団体や民間の取組に委ねた場合には、新たな点検・診断技術の開発・導入が十分に進むことはない。</p> <p>一方、本施策によれば、国や地方公共団体等が保有する社会資本の維持・管理コストの縮減、平準化に寄与することになり、限られた財源の中で戦略的な維持管理が可能となる。</p>
費用	4 2 百万円
効果	新たな点検・診断技術の開発・導入が進むことになる。

代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の有効性	<p>今まで各分野の非破壊検査等の点検・診断技術の研究開発や埋もれている技術の掘り起こしが不十分であったが、本施策の実施により、点検・診断技術を現場にて試行し評価を行うことで、新技術の有効性が実証され、新技術の普及につながる。</p>	
その他特記すべき事項	<p>○科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）において、効率的に構造物の劣化・損傷等を点検・診断する技術やインフラを補修・更新する技術等の開発を推進し、近年進むインフラ老朽化にもコスト・安全性のバランスを鑑みて戦略的に対処することが可能となり、長期にわたり安心してインフラを利用できる社会を目指すとされている。</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、インフラ情報のデータベース化を推進し、インフラ維持管理・更新情報プラットフォームの一部運用開始、2015年以降機能強化を図りつつ、本格運用へ移行すること、非破壊検査等の新技術を点検・保守に順次導入すること、及びモニタリング技術の高度化、ロボットによる点検・補修技術の開発等による効率的・効果的なインフラ維持管理・更新を実現するとされている。</p> <p>○世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）において、社会インフラの維持管理・更新に必要なデータを統一的に扱うプラットフォームを構築、2015年以降機能強化を図りつつ、本格運用へ移行すると共に施設管理者や国民への「見える化」を推進及び劣化・損傷箇所の早期発見、維持管理業務の効率化つながるセンサー、ロボット、非破壊検査等の技術の研究開発・実証等を推進するとされている。</p>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	モニタリング技術の開発・活用検討		
担当課	大臣官房技術調査課 総合政策局技術政策課	担当課長名	田村 秀夫（技術調査課） 吉田 正彦（技術政策課）
施策等の概要	<p>我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中整備され、今後急速に老朽化することが懸念されることから、真に必要な社会資本整備とのバランスをとりながら、戦略的な維持管理・更新を行うことが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、モニタリング技術について、社会資本の維持管理等に対するニーズを踏まえたIT等の先端的技術の適用性等を、インフラでの実証等により検証する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：30百万円】</p>		
施策等の目的	IT等を活用したモニタリング技術の適用性を検証することで、現場への導入を促進し、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を図る。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	-		
検証指標	検討中		
目標値	検討中		
目標年度	検討中		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>高度経済成長期に集中的に整備したインフラについては老朽化が進んでおり、モニタリング技術等を活用した適切かつ効率的な維持管理・更新を実施する環境を整備する必要がある。このような中、センサー等の活用により、様々なインフラの損傷度等をデータとして把握・蓄積・活用し、早期の異常検知により事故を未然に防ぎ最適な時期に最小限のコストによる補修によってトータルライフサイクルコストが最小化されている社会の実現が求められている。</p> <p>しかし、現実には、データを把握するためのセンサーの導入が試行的に始まったばかりであり、データの蓄積が進んでいない。新技術の安全性・信頼性・経済性も確立しておらず、点検・補修の大宗は人によって行われている状況にある。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>現状は、センシング技術等の要素技術の開発は進んでいるものの、現場に</p>		

	<p>おける活用は不十分である。センシング技術等の要素技術が必ずしもインフラの特性を踏まえたものとなっておらず、加えてモニタリングによって得られるデータと構造物等の変状との関係性が不明確である。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> モニタリング技術がインフラの維持管理の安全性・信頼性・効率性にどのように寄与するかを明らかにする必要がある。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b> モニタリング技術について、社会資本の維持管理等に対するニーズを踏まえたIT等の先端的技術の適用性等を、インフラでの実証等により検証する。</p>
社会的 ニーズ	高度経済成長期などに集中整備されたインフラが今後急速に老朽化することが懸念されることから、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現することが求められている。
行政の関与	大半のインフラの管理者は、国や地方公共団体といった公的主体であることから、維持管理・更新に関する検討は、管理責任を有する行政が管理ニーズを踏まえて行う必要がある。
国の関与	インフラの老朽化対策は全国的な課題であるため、国が主体的に取り組む必要がある。また、社会資本整備審議会・交通政策審議会中間答申（平成25年5月）においても、国は大きな視野を持った検討や地域共通の課題の検討等、維持管理・更新に係る技術開発の中心を担うべきとされている。

施策等の 効率性		<p>国が本施策による先端的技術の検証等を行わず、地方公共団体や民間の取組に委ねた場合には、先導的技術の導入が十分に進むことはない。</p> <p>一方、本施策によれば、国や地方公共団体等が保有する社会資本の維持・管理コストの縮減、平準化に寄与することになり、限られた財源の中で戦略的な維持管理が可能となる。</p>
	費用	30百万円
	効果	モニタリング等に係る先導的技術の導入が進む。
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—

		比較	—
	施策等の有効性		本施策の実施により、モニタリング技術のインフラ分野における適用性が明らかとなり、現場での活用促進が見込まれる。
	その他特記すべき事項		<p>○科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）において、効率的に構造物の劣化・損傷等を点検・診断する技術やインフラを補修・更新する技術等の開発を推進し、近年進むインフラ老朽化にもコスト・安全性のバランスを鑑みて戦略的に対処することが可能となり、長期にわたり安心してインフラを利用できる社会を目指すとされている。</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、インフラ情報のデータベース化を推進し、インフラ維持管理・更新情報プラットフォームの一部運用開始、2015年以降機能強化を図りつつ、本格運用へ移行すること、非破壊検査等の新技術を点検・保守に順次導入すること、及びモニタリング技術の高度化、ロボットによる点検・補修技術の開発等による効率的・効果的なインフラ維持管理・更新を実現するとされている。</p> <p>○世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）において、社会インフラの維持管理・更新に必要なデータを統一的に扱うプラットフォームを構築、2015年以降機能強化を図りつつ、本格運用へ移行すると共に施設管理者や国民への「見える化」を推進及び劣化・損傷箇所の早期発見、維持管理業務の効率化つながるセンサー、ロボット、非破壊検査等の技術の研究開発・実証等を推進するとされている。</p>

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等	メンテナンス技術の確立・育成		
担当課	大臣官房技術調査課	担当課長名	田村 秀夫（技術調査課）
施策等の概要	<p>現状の点検診断の実態を把握し、個々の施設に対して、求められる技術者能力の検討や欧米諸国の点検診断技術者の能力分析を行ったうえで、我が国において、適確な点検診断を展開するための一定の技術力を持った人材の確保とその育成方策をとりまとめるとともに、増大する老朽化施設への技術的に対応するための体制のあり方も合わせて検討するものである。</p> <p>これにより、施設の長寿命化計画等に基づく戦略的な維持管理を推進し、適切な更新に資する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額案：30百万円】</p>		
施策等の目的	社会資本の点検診断に関する信頼性確保に向けた体制を強化するため、一定の技術力を持った人材の確保とその育成を図り、戦略的な維持管理・更新を推進する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	-		
検証指標	検討中		
目標値	検討中		
目標年度	検討中		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中整備され、今後急速に老朽化することが懸念されていることから、真に必要な社会資本整備とのバランスをとりながら、戦略的な維持管理・更新を行うことが喫緊の課題となっている。</p> <p>しかし、点検診断は、技術者の能力に大きく依存しているにもかかわらず要求される技術者の能力が明確化されておらず、点検診断の結果に不均衡が生じている。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>個々の施設管理者毎に点検マニュアル等を保有し、それぞれのマニュアル等に則り、点検診断を行っている状況にあり、適確な点検診断に要求される技術力を持った人材を確保するという観点では、これまで対応がなされていない。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>社会資本を構成する施設とその主要材料の特性に応じ、損傷への対応を適切に判断する能力（知識と経験）を明示的に定義する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>社会資本の施設管理者毎に、主要な施設を対象として、点検診断の実施に関する現状を把握するとともに、欧米諸国における技術者能力を分析して、個々の施設の点検診断に従事する者に求められる技術力を検討する。また、その育成のあり方についても検討する。</p>
社会的ニーズ	増大する社会資本の老朽化施設について、戦略的な維持管理に取り組むためには、施設に関する適確な状況把握が必要である。
行政の関与	社会資本の施設管理者は、そのほとんどが国や地方公共団体といった公的主体であり、維持管理・更新に関する施設の状況把握は、行政の責務である。
国の関与	社会資本の安全性・信頼性を全国均一に確保するためには、国として、統一視点で必要な水準を検討する必要がある。

施策等の効率性	本施策によれば、国や地方公共団体等の社会資本の維持・管理水準が効率的・均衡的に確保され、社会資本の安全性・信頼性の向上、コスト縮減に寄与し、限られた財源の中での戦略的な維持管理が可能となる。	
費用	30百万円	
効果	的確な点検診断を展開するための一定の技術を持った人材の育成が確保される。	
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—

<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策の実施により、社会資本を構成する老朽化施設の損傷が適確な水準で評価されることとなり、優先順位をはじめ、補修や架け替えなど、計画的な対応が可能となるため、維持管理コスト縮減効果が期待される。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○社会資本整備審議会・交通政策審議会中間答申（平成25年5月）において、維持管理・更新に係る人材を育成するため、研修制度の充実、点検の品質確保等を図るための点検技術者に対する資格制度の活用・充実、点検技術者のモチベーション向上策の検討等を推進する。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	インフラ長寿命化の推進		
担当課	総合政策局参事官 （社会資本整備）	担当課長名	参事官（社会資本整備） 中原淳
施策等の概要	<p>国内外の政府や民間企業の事例調査等を踏まえ、持続可能・実現可能な計画づくりや、確実な実行に向けた方策を検討する等により、インフラ長寿命化の取組を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：30百万円】</p>		
施策等の目的	<p>インフラ長寿命化の取組を進め、国民が安心して既存のインフラを利用し続けることができるようにするとともに、トータルコストの縮減や予算の平準化に向けた取組を推進することを目的とする。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効率的に推進する		
業績指標	長寿命化計画の策定率 ※1		
検証指標	—		
目標値	<p>長寿命化計画の策定率 ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標 29 地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率 【25% (H24年度) → 60% (H28年度)】</li> <li>・ 指標 57 下水道施設の長寿命化計画策定率 【約71% (H24年度) → 約100% (H28年度)】</li> <li>・ 指標 73 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率 【約30% (H24年度) → 100% (H28年度)】</li> <li>・ 指標 79 海岸堤防等の老朽化調査実施率 【約72% (H24年度) → 約100% (H28年度)】</li> <li>・ 指標 87 全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率 【89% (H24年度) → 概ね100% (H28年度)】</li> </ul>		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>インフラを安全により長く利用し、トータルコストの縮減や予算の平準化を図るためには、維持管理・更新のPDCAサイクルの要となる長寿命化計画の策定・推進を図ることが重要であり、施設の管理者が施設規模や利用状況等を踏まえ、策定・推進しているところであるが、施設によってその内容や策定・推進状況のばらつきが大きくなっている。</p>		

	<p>ii 原因の分析</p> <p>施設の管理者において、適切な点検による現状確認、維持管理・更新に必要な情報の蓄積、長寿命化計画の策定、修繕の実施といった一連の取組を通じたP D C Aサイクルが必ずしも有効に機能していないことがある。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>維持管理・更新のP D C Aサイクルを実際に機能させていくためには、その要となる長寿命化計画の実効性をいかに高めていくかが課題となる。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>長寿命化計画について実効性を確保する観点から、国内外の政府や民間企業の事例調査等を踏まえ、持続可能・実現可能な計画づくりや、確実な実行に向けた方策等について調査検討し、検討成果について施設の管理者への共有を図る。</p>
社会的 ニーズ	我が国では、高度成長期以降に整備したインフラが今後一斉に高齢化することとなるため、必要なサービス水準を維持しつつ、維持管理・更新に係るコストを縮減・平準化するために、インフラ長寿命化の取組を推進する必要がある。
行政の関与	社会資本の維持管理・更新は、国民の生命を守るための重要な取組であり、社会資本のうち太宗を管理する行政による関与が不可欠である。
国の関与	社会資本の維持管理・更新は、本来、管理者が責任を持って行うべきものであるが、施設によって取組にばらつきがある現状を改善し、国民の安全・安心を確保するためには、国による関与が不可欠である。

施策等の 効率性		<p>施設の管理者が独自に長寿命化計画の実効性確保に向けた検討を行うこととした場合、実効性確保の方策について、施設の管理者毎の検討は進むが、複数の主体が同様の検討を行うため、我が国全体で考えると非効率になるとともに、施設による取組のばらつきが残存する可能性がある。</p> <p>このため、国が長寿命化計画の実効性確保に向けた検討を行い、その検討成果を各管理者に共有することで、計画の実効性に関する施設ごとのばらつきを抑制することが可能となり、本施策により実施することが効率的である。</p>
	費用	30百万円（平成26年度予算要求額）
	効果	検討成果を施設の管理者に共有することで、施設によって取組にばらつきがある現状を改善し、各施設で計画の実効性を高めることが可能となる。
代替案との比較	概要	—
	費用	—

	効果	—
	比較	—
施策等の有効性	<p>本施策により、長寿命化計画を活用して社会資本の戦略的な維持管理・更新が行われることで、国民が安心して既存のインフラを利用し続け、かつコストの縮減やトータルコストの平準化に向けた取組を推進することができる。</p> <p>従って、施策目標である「社会資本整備・管理等を効率的に推進すること」の達成のために、本施策が有効であるといえる。</p>	
その他特記すべき事項	<p>○※1 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）においても、重点目標4「社会資本の適確な維持管理・更新を行う」に関する指標として「長寿命化計画の策定率」が位置づけられている。</p> <p>○平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。</p>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進		
担当課	総合政策局 公共事業企画調整課	担当課長名	課長 安藤 淳
施策等の概要	<p>社会インフラの老朽化対策や大規模災害対応のため、社会インフラの現場ニーズに基づき、国内外の異分野も含めた技術シーズを踏まえ、「維持管理・災害対応（調査・施工）」の3つの重要な場面におけるロボットについて、現場での検証を通じ、開発・導入を推進する。（予算関係） 【予算要求額：330百万円】</p>		
施策等の目的	<p>2030年までに、持続的に生活や産業を支えるインフラを低コストで実現し、また災害による被害を最小化できる社会の実現を目指す。</p>		
政策目標	9市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	-		
検証指標	次世代社会インフラ用ロボットの現場への導入		
目標値	-		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b> 社会インフラの適確な維持管理・災害対応を進めるためには、厳しい財政状況の中で、より効果的・効率的な維持管理・災害対応を実現する技術の導入を推進することが重要である。しかしながら、現状では、足場設置による橋梁点検や、潜土工によるダムの中点検等、時間とコストを要し、さらに危険を伴う方法で維持管理を行っている。</p> <p><b>ii 原因の分析</b> このような時間とコストを節減し、危険を回避するためには、社会インフラ用ロボットの導入が求められるが、社会インフラ用ロボット等の効果的・効率的な維持管理・災害対応の実現が期待される新技術については、現場への導入が十分でない。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> 効果的・効率的な社会インフラ用ロボットの開発・導入には、現場ニーズを適確に把握し、より実態に即した研究開発を行うことが</p>		

	<p>求められるが、民間業者には短期的に利益が見込めない研究開発に投資する経済的余裕がない。このため、経済的問題により社会インフラ用ロボットの研究開発に投資できない民間業者に対し、現場ニーズを適確に踏まえ、現場での検証を通じた研究開発・導入を支援するための実施方策を確立することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>社会インフラ（道路及び河川・砂防等）の現場のニーズと共に、国内外の異分野も含めたロボット技術に係る技術シーズを調査・整理し、維持管理及び災害用のロボット開発・導入重点分野を設定する。設定したロボット開発・導入重点分野について、開発・導入目標を明確化し、ロボット開発提案を公募・選抜する。選抜した開発提案について、現場への適用性の評価・検証を行い、実戦で役立つロボットへの改良を促進、支援する。</p>
社会的 ニーズ	<p>なお、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）においても、「センサーやロボット、非破壊検査技術等による点検・補修の信頼性・経済性が実証出来たことから、順次、これらの新技術を導入する」としている。東日本大震災や笹子トンネル天井板落下事故を受けて、社会インフラの全国的な老朽化の進行及び地震・風水害等の災害に対する備えは喫緊の課題であるため、社会的な要請は大きい。</p>
行政の関与	<p>本施策は社会インフラの維持管理及び災害対応を如何に効果的・効率的に行うかを検討するものであり、管理者である行政機関が実施すべきである。</p>
国の関与	<p>社会インフラの老朽化及び大規模災害への対応として、地方公共団体等の各管理者が個別にロボット開発を行うことは非効率であり、国が共通的なニーズ・シーズに基づく開発・導入を率先して行い、他の管理者へ普及を図ることが必要。</p>

施策等の 効率性	<p>本施策により次世代社会インフラロボットを開発・導入することで、社会インフラの効率的・効果的な維持管理の実現及び予防保全的措置によるライフサイクルコストの低減及び、災害への迅速且つ的確な対応による被害の軽減が図られる。以下のような研究開発に費用がかかったとしても、従来の方法とした場合のトータルとしての膨大な維持管理コストに鑑みれば、本施策を実施することが効率的である。</p>	
費用	<p>330百万円（平成26年度予算要求額） 次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進</p>	
効果	<p>社会インフラの効率的・効果的な維持管理の実現及び予防保全的措置によるライフサイクルコストの低減及び、災害への迅速且つ的確な対応による被害の軽減が図られる</p>	
代替案との比較	概要	—
	費用	—

	効果	—
	比較	—
施策等の有効性	<p>本施策の実施により、社会インフラの効率的・効果的な維持管理の実現及び予防保全的措置によるライフサイクルコストの低減及び、災害への迅速且つ的確な対応による被害の軽減が図られることが想定される。</p> <p>したがって、施策目標の、社会資本整備・管理等を効果的に推進することにつながるため、有効であるといえる。</p>	
その他特記すべき事項	<p>○科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）において、「効果的、効率的に構造物の劣化・損傷等を点検・診断する技術やインフラを補修・更新する技術、インフラの構造材料の耐久性を向上させる技術等の開発を推進する。」としており、今後は社会実装に向けた主な取組として、フィールドを活用した技術開発の実用性の検証と公共調達における先導的導入を図っていく必要がある。</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、「センサーやロボット、非破壊検査技術等による点検・補修の信頼性・経済性が実証出来たことから、順次、これらの新技術を導入する」としており、安全で強靱なインフラが低コストで実現されている社会に向け、IT等を活用したインフラ点検・診断システムの構築を推進していく必要がある。</p> <p>○世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）において、「センサー、ロボット、非破壊検査等の技術も活用することにより、社会インフラの実態を正確に把握・蓄積し、それらを活用することにより、社会インフラを安全により長く利用できることにつなげ、世界でもっとも安全で経済的な社会インフラを実現する」とし、「劣化・損傷個所の早期発見、維持管理業務の効率化につながるセンサー、ロボット、非破壊検査等の技術の研究開発・導入を推進する」との方針が示されている。</p> <p>○平成30年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	ヘルスケアリート等の活用に向けた環境整備		
担当課	土地・建設産業局 不動産市場整備課	担当課長名	課長 小林 靖
施策等の概要	<p>リートの高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備・モデル事業の実施を行う。また、地域の公益施設や公的不動産に係るリートの活用方策の検討を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：70百万円】</p>		
施策等の目的	<p>民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等を来年度中に実施する。また、公的不動産リートをはじめとする証券化手法の活用方策を検討する。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	151 不動産証券化実績総額		
検証指標	ヘルスケアリートのガイドラインが整備されている		
目標値	—		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>高齢者人口増等を背景に、健康長寿社会の実現に向けて、サービス付高齢者向け住宅や有料老人ホーム等のいわゆるヘルスケア施設の整備が重要な課題となっている。</p> <p>高齢者向け住宅等のヘルスケア施設の整備に必要な資金調達手法の一つとして、リートをはじめとする不動産証券化手法の活用が重要である。とりわけ、高齢者向け住宅等に特化して保有・運用を行う「ヘルスケアリート」については、不動産を長期・安定的に保有する主体であり、開発物件や改修物件の「出口」としてその活用が期待されているところである。既にアメリカやシンガポールでは、こうしたヘルスケアリートが数多く存在し、その賃貸収益を広く投資家に分配し、その市場規模は拡大している。しかし、我が国にはヘルスケアリートはまだ存在しない。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>ヘルスケア施設は、介護保険制度などの制度改正による事業リスク、建物設備・構造の特殊性等により転用が難しいというヘルスケア施設特有の物件リスク、契約解除等を行った際の契約関係者の外部信用性リスクなど特有のリスクがあり、利用者・オペレータ・投資家それぞれの立場によってそれらリスクに対する懸念が存在すること等の理由により、現在までのところヘルスケア施設に特化したリートは我が国で存在しない。</p>		

	<p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>ヘルスケアリート等の活用に向けては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルスケアリートの仕組みやメリット等をわかりやすく説明する普及啓発の実施</li> <li>・ヘルスケアリートが留意すべき事項（オペレータのモニタリング体制の拡充、オペレータとヘルスケアリートとの間で締結される賃貸借契約における合理的な条件設定、リートによる適正なデューディリジェンスと投資家等への情報開示）への対応</li> <li>・オペレータを適切に評価する第三者評価等外部評価の充実</li> <li>・地域包括ケアを念頭においたまちづくりなどヘルスケア施設を核とした地域活性化等が必要である。</li> </ul> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>リートに対するガイドラインの検討・整備やモデル事例の紹介、投資適格物件供給に資するモデル事業（ヘルスケアリートの設立を検討している者に対する契約文章作成支援など）を行う。また、公的不動産リートをはじめとする証券化手法の活用方策を検討する。</p>
<p><b>社会的 ニーズ</b></p>	<p>高齢者人口増（国立社会保障・人口問題研究所の予測では、2040年には2010年と比較して65歳以上の高齢者が全国で約900万人程度増加）等を背景に、健康長寿社会の実現に向けて、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等のいわゆるヘルスケア施設が重要な課題となっている。ヘルスケア施設の整備にあたって必要な資金調達手法の一つとして、民間資金を活用したリートをはじめとする不動産証券化手法の活用が有効な手段になり得ると認識されており、とりわけ、高齢者向け住宅等に特化して保有・運用を行う「ヘルスケアリート」については、不動産を長期・安定的に保有する主体であり、開発物件や改修物件の「出口」としてその活用が期待されているところである。</p>
<p><b>行政の関与</b></p>	<p>ヘルスケアリートの設立に関して、利用者・オペレータ・投資家それぞれの立場により懸念事項が存在しており、中立的な立場である行政が課題を整理して、ガイドラインの整備を行う必要がある。なお、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等（来年度中）」を実施することとされている。</p>
<p><b>国の関与</b></p>	<p>全国的にヘルスケアリートの設立等に向けた環境整備を行い、これらを活用して高齢社会に対応した高齢者向け住宅等の整備やまちづくりを推進する必要があることから、国が関与する必要がある。</p> <p>また、リートに関する許認可は国が行っているため、本件は地方公共団体ではなく国が主体的に取り組むものである。</p>

施策等の 効率性		<p>既存リートによる投資活動に委ねるのみでは、ヘルスケア施設等に対する投資事例が増加せず、健康長寿社会の実現に向けた高齢者向け住宅や公共不動産等の整備・安定利用やまちづくりを促進することができないおそれがある。</p> <p>一方、本施策によれば、下記の費用を要するものの、不動産市場へ多額の投資資金を取り込み、ヘルスケア施設等の投資を促進する大きな効果が見込まれる。</p>
	費用	70百万円（平成26年度予算要求額）
	効果	ヘルスケアリートをはじめとするリートに対する国民の理解を深め、健康長寿社会の実現に向けた高齢者向け住宅や公的不動産等の整備・安定利用やまちづくりを促進するとともに、リート投資先の多様化を図ることで不動産投資市場の拡大を図る。
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の 有効性		<p>本施策は、資金調達拡大と、リートが適正に長期に亘って物件管理を行うことにより優良な都市ストックの形成を図る上で有効である。</p>
その他特記 すべき事項		<p>○「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）において、「民間の知恵や資金を活かした都市再生や公共交通の活性化を、不動産証券化等の手法を活用しつつ、多様な支援策を通じて推進する。」と記載されている。</p> <p>○「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）において、「民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等（来年度中）」と記載されている。</p> <p>○平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施するとともに、平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	多様な入札契約方式等の導入・活用の推進		
担当課	土地・建設産業局建設業課	担当課長名	課長 青木 由行
施策等の概要	<p>新しい入札契約方式にモデル的に取り組む地方公共団体に対する支援等を行い、多様な入札契約方式の導入・活用を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：250百万円】</p>		
施策等の目的	<p>これまでの画一的な入札契約方式から、時代のニーズや事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式（建設関連企業等の技術・ノウハウを最大限活用するための方式、発注者支援に資する方式、維持管理事業の適切な推進のための方式等）の導入・活用を進めることにより、復興を加速させ、地域の防災・減災対策等を推進する。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	32 建設市場の整備を推進する		
業績指標	-		
検証指標	入札契約方式を多様化した地方公共団体数		
目標値	100（全都道府県、全政令市を含む。）		
目標年度	平成31年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>近年、建設投資が大幅に減少し、一般競争入札等の適用が拡大する中、受注競争が激化し、ダンピング受注、下請へのしわ寄せ等により現場の技能者等の処遇悪化と若年入職者の減少等による担い手不足が深刻化している。また、発注者側においてもスキル・マンパワーが不足している。加えて、入札契約方式が硬直的で時代のニーズや政策目的に対応しきれていない、中長期的な担い手の確保の視点が不十分ではないかとの懸念も生じている。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>中長期的な担い手の確保、行き過ぎた価格競争の是正、地域のインフラメンテナン、発注者のマンパワー不足等の課題に対応するためには、時代のニーズや事業の特性に応じた多様な入札契約方式（建設関連企業等の技術・ノウハウを最低限活用するための方式、発注者支援に資する方式、維持管理事業の適切な推進のための方式等）の導入・活用を推進する必要があるが、多くの地方公共団体において、新しい入札契約制度を導入・活用するという意識が希薄であり、一部の先進的な地方公共団体を除き、活用実績がない。</p>		

	<p>また、地方公共団体を中心に土木系職員が減少し、マンパワー不足、ノウハウ不足の課題が生じており、かつ予算の制約から、時代のニーズである新しい入札契約方式の導入・活用が困難。そのため、地方公共団体では入札契約方式が従来からの方式に画一化している状況である。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>国土交通省では、多様な入札契約方式の導入と活用について、今後さらに具体的な制度設計を進め、直轄事業では準備が整った入札契約方式から順次、試行を開始する。</p> <p>一方、地方公共団体においては、予算や人員の制約から新しい入札契約方式を導入し、活用することができない状況が見込まれるため、国が主体となり、地方公共団体における多様な入札契約方式の導入、活用に向けた取組を支援する必要がある。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>新たな入札契約方式の導入にあたって発注者にノウハウが不足している具体的な案件を広く募集し、選定された地方公共団体が実施するモデル事業に対し、専門家等による発注者業務の支援や、モデル事業の課題・効果の検証に要する調査支援を行う。それらの検証により得られた成果や、国土交通省直轄事業における試行等を踏まえ、発注者向けマニュアルを作成する。翌年度には順次実施するモデル事業により得られた成果を反映した発注者向けマニュアルの改訂版を作成することにより、多様な入札契約方式の普及促進を図る。</p>
社会的 ニーズ	維持管理事業の適切な推進等のため入札契約制度改革の推進が求められている。
行政の関与	公共調達における新たな入札契約方式の導入は、行政が行うものである。
国の関与	多くの地方公共団体において多様な入札契約方式の導入がなされていないという現状に鑑み、先導的な取組に対する支援を国主導で行い、全国での活用を促すことが必要である。

施策等の 効率性	
費用	250百万円（平成26年度予算要求額）
効果	多様な入札契約方式（建設関連企業等の技術・ノウハウを最大限活用するための方式、発注者支援に資する方式、維持管理事業の適切な推進のための方式等）を導入し、発注者が時代のニーズや事業の特性に応じて、最も適切な入札契約方式を選択可能とすることにより、被災地における復興の加速化、地域のインフラメンテナンスや減災・防災対策の持続的かつ的確な実施等を図る。

代替案との比較	概要	多様な入札契約方式の導入・活用のため、地方公共団体が独自に必要な調査や検討を実施
	費用	多様な入札契約方式の導入・活用のため、地方公共団体が独自に必要な調査や検討を実施するための費用
	効果	多様な入札契約方式を導入・活用した当該地方公共団体においてノウハウが蓄積される
	比較	<p>地方公共団体においては、予算や人員の制約から、多様な入札契約方式を導入するために必要な調査や検討を自主的かつ効果的・効率的に進めることは困難である。また地方公共団体が多様な入札契約方式を独自に導入・活用したとしても、ノウハウは当該地方公共団体にしか蓄積されない。</p> <p>一方、国土交通省が地方公共団体に対する支援を行った場合には、地方公共団体によるモデル事業の実施が促進されることに加え、モデル事業により形成されたノウハウは発注者向けマニュアルの作成等により、全ての発注者に対して普及する。</p>
施策等の有効性	<p>発注者向けマニュアルの作成等により、多様な入札契約方式（建設関連企業等の技術・ノウハウを最大限活用するための方式、発注者支援に資する方式、維持管理事業の適切な推進のための方式等）を導入が可能となり、発注者が時代のニーズや事業の特性に応じて、最も適切な入札契約方式を選択可能とすることにより、被災地における復興の加速化、地域のインフラメンテナンスや減災・防災対策の持続的かつ的確な実施等が図られることから、有効である</p>	
その他特記すべき事項	<p>○中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会において公共工事の入札契約制度のあり方についての議論が進められているところ。</p> <p>○平成32年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	海洋産業の戦略的育成のための総合対策		
担当課	海事局海洋・環境政策課	担当課長名	海事局海洋・環境政策課長 (課長 平原 祐)
施策等の概要	<p>拡大を続ける世界の海洋開発分野の成長を我が国産業に取り込むとともに、将来のEEZ開発を我が国の技術で行うために、国際競争力の基盤となる技術力の向上及び海洋資源開発プロジェクトへの進出支援により海洋産業の育成を官民一体となって戦略的に実施する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：2,004百万円】</p>		
施策等の目的	<p>将来のEEZ開発を我が国で行い技術を確認しつつ、海洋開発分野における我が国産業界の国際競争力強化、ビジネス拡大を図り、世界の成長を取り込むことにより、新市場の創出を目指す。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
業績指標	-		
検証指標	年度評価における各案件の採点の平均値（海洋産業の戦略的育成の総合対策に係る指標）		
目標値	3（5段階評価）		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>現在世界の海洋開発市場が急成長している中で、韓国及び中国が海洋開発分野における政府としての戦略を策定し、シェアを拡大している。一方で、我が国は1980年代には海洋構造物の建造実績を有していたものの、現在の海洋構造物手持ち工事量のシェアはわずか1%に過ぎず、このままでは世界の成長から取り残されてしまうことが懸念される。また、我が国のEEZ開発は遅れをとっており、このままでは将来のEEZ開発を行うにあたって、自前の技術で開発を行うことが困難になりかねない。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>我が国において海洋構造物建造実績のある技術者が年々減少するとともに、直近10年間の建造実績が乏しいことから、我が国造船事業者による受注が困難となっている。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>我が国の強みを活かして進出可能な新規分野の特定とその進出支援及び将来の市場を見据えたフロンティア技術の開発・実用化支援が必要であ</p>		

	<p>る。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>我が国排他的経済水域（EEZ）内における海洋開発案件が直近では予定されていないところ、まずは海外で行われている海洋開発へ参画するための支援を行い、日本の優れた海事産業技術を活用する。</p> <p>具体的には、多数の洋上施設への人員、機材の輸送を効率的に行うための拠点基地となる大型浮体構造物（ロジスティックハブ）等新分野への進出にあたっての課題の整理及び解決策の検討、我が国海事産業がこれまで培った技術を海洋開発で活かし、さらに今後も世界の成長を取り込むため、世界に先駆けた大水深対応技術を含む国際競争力の基盤となる技術力の向上、革新的な工法の開発等生産基盤の強化等を戦略的に推進する。</p>
社会的ニーズ	<p>新興国のエネルギー需要拡大等により、世界の海洋開発市場が急成長中であるため、市場の取り込みによる我が国の経済成長の観点から、低迷する我が国海事産業の海洋開発分野への参入が望まれている。</p>
行政の関与	<p>本施策を講じなければ将来のEEZ開発を我が国の技術で行うことが困難になるため、エネルギー安全保障の観点からも国が主導すべきである。一方で、海洋開発は投資額が膨大でリスクが大きいいため、民間企業のみで対応を行うことは難しいことから、官民一体となった海洋開発体制の構築が必要である。</p>
国の関与	<p>エネルギー安全保障の観点、民間ではとれない新技術開発リスク低減の観点等より国の関与が必須である。</p>

施策等の効率性	費用	<p>2,004百万円（平成26年度予算要求額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国際競争力の基盤となる技術力の向上</li> <li>○海洋資源開発プロジェクトへの進出支援</li> </ul>
	効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海洋開発における新分野への我が国企業の参入</li> <li>○海洋開発に用いられる構造物・設備のシェア拡大</li> <li>○新産業の育成による雇用拡大</li> <li>○エネルギーの安定供給</li> </ul>
代替案との比較	概要	<p>商社等海洋権益取得を行う上流事業者に支援を行う。</p>
	費用	<p>国費2,004百万円</p>
	効果	<p>我が国企業による海洋開発の権益確保に寄与</p>
	比較	<p>権益確保は可能かもしれないが、構造物の設計・調達・建造・設置・管理等を取り仕切る総合エンジニアリング等中流分野や海洋開発を行う船舶の建造</p>

		等を行う下流分野については韓国、シンガポール、中国等に委託される可能性が高い。このため、我が国における海洋開発の中・下流分野への波及効果は期待できず、我が国の関連産業育成がなされない。
施策等の有効性		本施策の実施により我が国海洋産業が世界の海洋開発市場に参入することが可能になり、世界の海洋開発市場の成長を取り込むことにより、新市場の創設が期待される。また、これに伴って海洋開発技術の蓄積がなされ、我が国がEEZ開発を行うにあたって、自前で開発を行える技術を保有することが期待される。
その他特記すべき事項		<p>○海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）において、重点的に推進すべき取り組みとして「海洋産業の振興と創出」が明記されており、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として「国際競争力を有する海洋資源開発関連産業の戦略的な育成」が明記されている。</p> <p>○平成30年度に事後検証シートにより事後検証を実施</p>

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等	新たなエネルギー輸送ルートの上陸輸送体制の確立		
担当課	海事局海洋・環境政策課 船舶産業課 船員政策課 外航課	担当課長名	平原 祐 大坪 新一郎 多門 勝良 日原 勝也
施策等の概要	海外で生産される新たなエネルギー資源を我が国へ海上輸送する体制の確立に係る船体及び付帯設備等の安全に関するガイドライン等を策定する。（予算関係） 【予算要求額：740百万円】		
施策等の目的	クリーンで経済的なエネルギーの確保を目的として、シェールガス革命及び水素の国内需要増加等に対応した新たなエネルギーの上陸輸送体制の確立のための環境を整備する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
業績指標	-		
検証指標	新たなエネルギーの輸送船に係る安全に関するガイドライン等の策定		
目標値	-		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>既存化石燃料（原油等）の需要ひっ迫と価格高騰及び低炭素社会の更なる進展を背景に、CO2排出量削減効果の高いクリーンで経済的な新たなエネルギーの確保が早急に求められている。</p> <p>①【液化水素】</p> <p>現在、自動車利用を主とする燃料電池等の市場投入や水素供給インフラの整備支援等により、国内における水素の利用拡大が見込まれているところ、海外を含め安価な水素を供給する手段の確保が必要である。また、海外で未利用資源となっている褐炭から安価な水素を製造し船舶を用いて輸入するプロジェクトが計画されており、国際的な液化水素輸送に向けた環境整備の機運が高まっている。</p> <p>②【シェールガス】</p> <p>現在、ガスは我が国の一次エネルギー供給量の2割を占めており、NOx、SOx等の環境影響物質の排出量が少ないことから、クリーンなエネルギーとして注目されている。また、供給に占める割合は増加する傾向にあり、</p>		

	<p>2011年には石炭による一次エネルギー供給量を上回り、石油に次いで第2位のエネルギー源となっている（資源エネルギー庁 平成23年度エネルギー需給実績）。</p> <p>今後もガス需要の増加が見込まれるところ、米国におけるシェールガス開発・生産プロジェクトが進展し、日本を含めた対外輸出が順次解禁される見通しで、2017年頃に海上輸送需要量が急速に増加する見込みであることから、輸送船隊の増強が急務となっている。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>①【液化水素】 これまで、安価な水素を国際輸送するマーケットが醸成されていなかったため。</p> <p>②【シェールガス】 これまで、輸送実績がなかったため。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>①【液化水素】 当該プロジェクトのスケジュールも踏まえつつ大量輸送を可能とする液化水素の国際海上輸送を実現させるために、輸送の実現の前提となる水素の化学的特性に対応した輸送船の安全基準液化水素の取り扱いに関する船員の資格要件・訓練要件の策定等が求められている。</p> <p>②【シェールガス】 米国からの海上輸送においてはパナマ運河を通航することとなるが、パナマ運河では2015年開通に向けた拡張工事が進行中であり、新たな通航基準を満足する輸送効率の高いLNG輸送船の開発・建造が求められている。また、シェールガスの国際海上輸送にあたっては、長距離かつ気象海象の厳しい北大西洋・太平洋を経由する新たなシェールガス航路を通航するための技術・運航要件及び船員の教育訓練の必要性を調査する必要がある。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>新たなエネルギーの輸送船に係る技術・運航要件の調査及び安全評価、船員の教育訓練に関する調査を行い、輸送船の安全に関するガイドライン等を策定する。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>新たなエネルギーの海上輸送体制の確立により、より安価で安定的な新たなエネルギーの輸入が可能となり、新たなエネルギー需要の増加に対応し、我が国の経済的なエネルギー需給に寄与する。また、新たなエネルギーの環境優位性の高さによりクリーンエネルギーによる社会の実現にも寄与する。</p> <p>なお、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、クリーンで経済的なエネルギー需給の実現が求められており、エネルギーの低廉かつ安定的な供給の実現のために、シェールガスを含む安価な天然ガスの輸入に取り組むとされている。また、北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続することとされている。さらに、液化水素の利用について、</p>

	2015年の燃料電池自動車の市場投入に向けて、燃料電池自動車や水素インフラの規制を見直すとともに、水素ステーションの整備を支援することにより、世界最速の普及を目指すこととしており、また、未来を担う可能性のあるエネルギー技術として、未利用熱の利用・蓄熱・断熱技術、活用が期待される水素の製造・運搬・貯蔵技術などの高度化を進めることとされている。
行政の関与	船の安全・環境に関する基準は行政(国)が定めることであることから行政の関与が不可欠。また、検討した安全に関する指針を必要に応じて安全基準として国際海事機関(IMO)に提案するためには、国際的に強調を図る必要があるため、行政(国)が取り組む必要がある。
国の関与	上記理由により国の関与が必須である。

施策等の 効率性		行政(国)が海外で生産される新たなエネルギー資源を我が国へ海上輸送する体制の確立に係る船体及び付帯設備等の安全に関するガイドライン等を策定しない場合には、新たなエネルギーの安全な海上輸送体制が確立されないことで、エネルギーの低廉かつ安定的な供給が実現されない可能性があることから、今後の新たなエネルギー需要の増加に対応できない。また、事故による人命、環境等に対する被害が発生する恐れがある。 一方、下記の費用は要するものの、本施策によるガイドラインの策定は、エネルギーの低廉かつ安定的な供給の実現に大きく寄与することが期待される。
	費用	740百万円(平成26年度予算要求額) 海外で生産される新たなエネルギー資源を我が国へ海上輸送する体制の確立に係る船体及び付帯設備等の安全に関するガイドライン等を策定するための費用。
	効果	我が国への新たなエネルギーの輸入が促進される。
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の 有効性		本施策の実施により、新たなエネルギーの輸送船の安全に関するガイドライン等の策定がなされ、新たなエネルギーの輸送に関わる船員の教育訓練の必要性・資格要件の検討が行われることで、エネルギーの低廉かつ安定的な供給の実現に寄与することが期待される。これは、上記の政策目標に合致しており有効である。

<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例</p> <p>③ エネルギーを賢く消費する社会 水素供給インフラ導入支援、燃料電池自動車・水素インフラに係る規制の見直し</p> <p>⑥エネルギー産業を育て世界市場を獲得する シェールガスを含む安価な天然ガスの輸入</p> <p>二. 戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 低廉な価格で必要な時に必要な量のクリーンなエネルギーを安心して利用できる「エネルギーが身近で使いやすい環境」を目指す。</p> <p>三. 国際展開戦略 ①インフラ輸出・資源確保 北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続する</p> <p>○インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日経協インフラ戦略会議決定）</p> <p>4. 新たなフロンティアとなるインフラ分野への進出支援 シェールガス革命に伴い需要増が見込まれるLNG海上輸送事業等の支援</p> <p>○エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定） 第2章. 2030年に目指すべき姿と政策の方向性 上流権益獲得による安定供給確保や産業部門の燃料転換、コージェネレーション利用、燃料電池の技術開発の促進と内外への普及拡大など、天然ガスシフトを推進すべきである。</p> <p>○平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>
-------------------	--

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	海洋エネルギーの活用促進のための安全・環境対策		
担当課	海事局海洋・環境政策課	担当課長名	平原祐
施策等の概要	<p>我が国が有する優れた造船分野における技術等を活用し、以下の様な安全面等における技術的検討を実施し、安全ガイドラインを策定。</p> <p>（１）係留技術（動揺分析、疲労破壊や津波への対応）</p> <p>（２）非常時への対応（浸水、破損時における復原性・浮遊性確保）</p> <p>（３）海洋汚染防止対策（油等流出防止対策） 等</p> <p>（予算関係）</p> <p>【予算要求額：100百万円】</p>		
施策等の目的	海洋エネルギー（波力、潮流、海流等）発電施設の安全対策等を講じることにより、我が国の海洋エネルギーの普及拡大を推進する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
業績指標	-		
検証指標	海洋エネルギー発電施設の安全ガイドラインの策定		
目標値	-		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>我が国周辺の海域には膨大な再生可能エネルギーのポテンシャルが存在するため、我が国において再生可能エネルギーの利活用を拡大するためには、海洋エネルギーの活用及び普及促進が有効である。一方、現状において、海洋エネルギーの利活用の前提となる海洋エネルギー発電施設の安全基準の整備は我が国において十分にはなされていないところ。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>これまで、海洋エネルギー発電施設は基本設計の段階にあることに加え、様々なタイプの発電施設が想定されていたため、安全基準の整備が十分にはなされていなかった。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>来年度以降、実海域にて試験が開始されることから、安全面の担保</p>		

	<p>に関する整理が必要になる。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>水槽試験等により、以下のような海洋エネルギー発電施設の安全面等に関する設計手法の指針であるガイドラインを策定。</p> <p>(1) 係留技術（動揺分析、疲労破壊や津波への対応）</p> <p>(2) 非常時への対応（浸水、破損時における復原性・浮遊性確保）</p> <p>(3) 海洋汚染防止対策（油等流出防止対策） 等</p>	
社会的ニーズ	日本再興戦略の「クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会」を実現するためには、有力な再生可能エネルギー源である海洋エネルギーの利用促進が必要。	
行政の関与	海洋における構造物の基準を定めるのは行政（国）の役割であり、行政（国）の関与が不可欠。	
国の関与	上記理由	
施策等の効率性		
費用	100百万円 ○ガイドライン策定のために必要な水槽試験等の技術的検討に用いる費用	
効果	海洋エネルギー発電施設固有の事象や実際の発電施設の設計を考慮した安全面の担保が可能となる。	
代替案との比較	概要	既存の海洋構造物や陸上発電施設の国際基準・標準等の引用による安全面等を担保する体制整備。
	費用	なし
	効果	海洋エネルギー発電施設固有の事象や実際の発電施設の設計を考慮せずに基準等を制定してしまうと、安全面等を確実に担保することができないばかりか、実態に則していない規則を課すことにより、発電施設事業者への負担となり、普及拡大の障害となりかねない。
	比較	我が国の再生可能エネルギーの普及拡大及び産業の振興の観点から、ガイドライン策定のための技術的検討の効率性は極めて高いと言える。

<p>施策等の有効性</p>	<p>海洋再生可能エネルギーの実海域での実証のためには安全ガイドラインの策定が必要であるだけでなく、策定したガイドラインは我が国産業の国際展開に資することから、産業の育成の観点からも海洋エネルギーの普及拡大のための有効性が確保される。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）  本文（P70）：  ・・・（略）・・・陸上及び洋上風力、・・・等の再生可能エネルギーの徹底活用を図る。</p> <p>戦略市場創造プランロードマップ（テーマ2）：  □波力、潮流等の海洋エネルギーについては、技術開発、実証フィールドの整備・実証実験の開始等を通じ、商業化を支援</p> <p>○科学技術イノベーション戦略（平成25年6月7日閣議決定）  工程表(P2)：  &lt;その他再生可能エネルギーシステム（地熱・波力・海洋温度差等）&gt;  □ 要素技術開発  □ 実用化技術開発  □ 運用手法の技術開発  □ 環境整備</p> <p>○海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）  P18：  海洋エネルギーの導入を進めるため、浮体式や海中浮遊式を含む発電施設の安全性を担保する方策の検討を進める・・・（略）。</p> <p>○平成29年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 （エンジン都市圏を核とした周辺都市圏との広域連携の推進）		
担当課	国土政策局 広域地方政策課	担当課長名	課長 白石 秀俊
施策等の概要	<p>これまでの広域圏における交流・連携に加え、地域ブロックの成長の核となるエンジン都市圏と周辺都市圏との交流・連携や、産学金官による先進的な広域連携主体による取組を支援し、新たな地域課題に対応した広域連携による地域づくりを推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：100百万円】</p>		
施策等の目的	<p>平成21年度の国土形成計画策定時から、国土を取り巻く状況が大きく変わっている中で、今後の国土政策を考えるにあたっては、これまでの2層（生活圏・地域ブロックレベル）の広域圏における施策に加え、地域ブロックの成長の核となるエンジン都市圏と周辺都市圏が互いに交流・連携を促進することにより、ブロック全体を成長させていくための施策や、産学金官が参画する広域連携主体による取組の推進を図っていくことにより、新たな地域課題に取り組む先導的な広域連携を促進することが必要とされているところである。</p> <p>このため、各都市圏が持つ強みを可視化し、その強みを効果的に活かすための新たな広域連携への取組み方を示し、各都市圏・主体が有機的に連携した地域づくりを推進することを目的としている。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	37 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	—		
検証指標	調査対象とする都市圏の数及び新たな地域課題に対応した連携事例の検討数		
目標値	検討中		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>各地域・主体が有機的に連携し、相互に強みを活かす地域づくりが必要とされるが、地域のイニシアティブによる多様かつ戦略的な地域づくりへの対応という新たな地域課題に対応した広域連携がなされていない。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>各都市圏の現状評価が不十分であり強みが可視化されていないこと、及び他都市圏との連携について分析・整理が不十分であるとともに、地域ブロックにとらわれず、かつ多様な先進的な主体によって実施されている広</p>		

	<p>域連携に関する取組の効果検証が不足していること等により、新たな地域課題に対応した広域連携が果たされていない。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>各都市圏の現状評価により強みを可視化し、また都市圏間の連携を分析することにより、抽出された強みを効果的に活かす新たな広域連携のあり方について検討を行う必要がある。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>各都市圏の現状分析等を行うとともに、地域の成長の核となるエンジン都市圏及び周辺都市圏の持つ強み・弱みを抽出し、それら各都市圏の特徴を活かした広域連携施策について定量的な分析を含め検討を行う。</p> <p>また、その広域連携施策に取り組む主体として、産学金官で組織された先進的な協議会等による地域づくりの推進を支援し、新たな地域課題に対応した新たな広域連携による地域づくりを推進する。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>○「経済成長のエンジンとしての大都市の国際競争力を高めるとともに、地域の生活・経済活動の中心となる地方都市の活力を維持・向上することが重要。」（「第7回経済財政諮問会議（平成25年3月26日開催）」）</p> <p>○「国は、英国のLEP制度を参考に、産学金官が参画する協議会等による優先順位付を前提に地域の総意工夫を国が支援する仕組みを検討する必要がある。」（「第10回経済財政諮問会議（平成25年5月7日開催）」資料4 21世紀型の社会資本整備に向けて（有識者議員提出資料）」</p> <p>○「国際競争力のある大都市を形成する。官民の地域の多様な関係者が連携して地域の戦略に基づき、民間の知恵や資金を活かした都市再生を、多様な支援策を通じて推進する。人口減少や高齢化が進展する地方都市においては、上記の連携を活かし、民間の知恵や資金を活用しつつ、それぞれの地域戦略に基づき、地域活性化や持続可能な地域づくりに向けた取組を推進する」（「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」第2章4.（1）（平成25年6月14日閣議決定）」</p> <p>○「産学金官が参画する協議会等を活用し地域のイニシアティブにより、ハードとソフトの施策をパッケージ化する戦略を明確化する。優先順位を付けて民間資金の活用を含め関係者の連携により、戦略を推進する。国は、地域の創意工夫を支援する効果的な仕組みを検討する」（「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」第3章3.（2）①（平成25年6月14日閣議決定）」</p>
<p>行政の関与</p>	<p>各都市圏の評価を幅広い観点から実施し、産学金官の多様な主体を活用した新たな広域連携主体のあり方を検討するためには、行政側からの客観的な視点が必要。</p>
<p>国の関与</p>	<p>異なる強みや弱みを持つ各地域に対して、国として総合的な指針を示すことが重要であるとともに、各地域に共通する広域連携に係る隘路を抽出し、共有していく上で国の関与が必要。</p>

<p>施策等の 効率性</p>	
<p>費用</p>	<p>【100百万円（平成26年度予算要求額）】 各都市圏の現状評価を各種統計やヒアリングなどから定量的に調査するとともに、産学金官で組織された先進的な協議会等による広域連携地域づくりの推進を支援し、新たな地域課題に対応した広域連携による地域づくりの推進に係る調査費</p>
<p>効果</p>	<p>各都市圏が持つ強みを可視化し、その強みを効果的に活かすための新たな広域連携への取り組み方について示すことにより、各地域・主体が有機的に連携した地域づくりが期待される。</p>
<p>代替案との比較</p>	<p>概要 各地方公共団体や民間企業等による自己評価や広域連携について、現行制度等を活用した各主体による自主的な取組に委ねることとする。</p>
	<p>費用 各地方公共団体等による自主財源</p>
	<p>効果 各都市圏の強みを活かした広域連携の重要性等については、地方公共団体等においても理解されており、各地域において自主的に実施されている場合もあるが、各都市圏が個別単体に取り組んでいることから、広域的な取組によって解決され得る新たな地域課題に対してアプローチが不足しており、課題が円滑に解決されるとは言い難い。</p>
	<p>比較 全都市圏共通の評価項目によって評価を行うことにより、各都市圏が他の都市圏との優位性を正確に把握でき、各々が強みを活かした広域連携が活発的に行われることが期待されるとともに、先進的な広域連携主体の取組事例について支援を行うことで、同様の取組を行っている他の地域ブロックの広域連携主体への知見の活用・応用が果たされることから、効果的な広域連携の推進を図ることが可能。</p>
<p>施策等の 有効性</p>	<p>本施策の実施により、各都市圏が持つ強みを活かした広域連携が主体的に実施されることが期待され、新たな地域課題に対応した広域連携の推進を図る上で有効であるといえる。</p>
<p>その他特記 すべき事項</p>	<p>○平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 （地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の推進）		
担当課	国土政策局 広域地方政策課	担当課長名	白石 秀俊
施策等の概要	<p>災害対応を含めた多様で柔軟な広域連携体制の構築・推進を図るため、各地域が有する資源の相互補完を通じた交流の拡大を図り、地域が自立・発展するネットワーク型の広域連携による地域づくりを推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：84百万円】</p>		
施策等の目的	各地域が抱える課題の特性に応じた交流拡大を促進し、災害対策を含めた多様で柔軟な広域連携体制の構築・推進を図ることを目的とする。		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	37 総合的な国土形成を推進		
業績指標	-		
検証指標	新たな地域課題に対応した広域連携体制が構築された自治体数		
目標値	検討中		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>近い将来、南海トラフの巨大地震や、首都直下地震等の発生が懸念されている中、日頃から各地域の多様な主体が相互に連携し、資源を補完し合う広域的な連携体制の構築が必要であるが、各地域においては広域的な連携を行うに当たり、ノウハウ不足、連携主体が見つからない等、多様な課題に直面している。</p> <p>特に、広域的な連携を目指すに当たっては、各地域そのものが広域災害に対する意識を日頃より高める必要があるとともに、連携を継続していくためには各地域が抱える課題の特性に応じた体制を構築することが重要である。</p> <p>昨今の地域をとりまく状況においては、限られた地域資源を活用しながら、人口減少下を意識した地域活性化を目指す必要があり、その解決方法として交流人口の促進が地域活性化の有効な解決策となり得ると考えられる。</p> <p>具体的には「都市の高齢者の人材・資産を活用した広域連携」や「都市の若者（大学等）の人材・知識を活用した広域連携」といった人材の送り</p>		

	<p>手側、受け手側のより具体的かつ個別のニーズに基づき互いの資源を補完し合う連携の取組については、案件の醸成・作り込みによって高い連携効果が期待できるものの、現在、他地域のニーズの包括的な情報収集が困難であることや、連携ニーズのマッチング等の観点から先進的な取組が一部において検討されているに留まり、普及には至っていない。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>各地域・多様な主体が相互に連携し、資源を補完し合う新たな地域連携が進まない理由として、効果の見えにくさ、各地域の課題や必要な資源等に関する情報不足やマッチングの機会の欠如、人材不足等の原因がある。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>広域的な巨大災害に備えるためには、日頃から各地域・多様な主体が相互に連携し、資源を補完し合う広域的な連携体制の構築が必要であり、そのためには目標とするモデル事例の着実な実施、ノウハウの共有等や各地域のニーズのマッチング等の環境整備が必要である。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <p>平成25年度に実施中の「広域的地域間共助推進事業」の取組において取り上げた「日頃からの地域活性化の取組において顔の見える関係を構築し災害時の助け合いの取組を進めるための調査」を発展させ、複数都市間での広域連携を念頭に置いた、より規模の大きい多様な主体間の連携について対象とした調査を行う。日頃からの連携にあたっては、米国等海外で実績があり地域連携に貢献している「都市の高齢者の人材・資産を活用した広域連携」や「都市の若者（大学等）の人材・知識を活用した広域連携」についてテーマとして新たに加え、交流人口の拡大を念頭においた調査を実施する。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>○「地域活性化策を推進することにより、地域がそれぞれの特色を発揮し有機的な交流・連携を深め、地域が直面している危機を突破し、地方の経済を取り戻し、国土の近郊のとれた発展を実現することを目指す必要がある。」（日本経済再生に向けた緊急経済対策（H. 25. 1. 11閣議決定））</p> <p>○「地方公共団体だけでなく、多様な階層で地域間連携を図っていくことが防災力の向上に向け有効であると考えられる。」「被災地の支援を検討する場合、国、地域ブロック、地方公共団体、企業、個人等の各段階における主体同士が連携した広域的な取組が重要であり、その実効性を高めるには防災協定の締結など災害時のための準備だけではなく、通常時からの交流・連携が有効であると考えられる。」（災害に強い国土づくりへの提言（H. 23. 7. 26. 国土審議会政策部会防災国土づくり委員会））</p> <p>○「大規模な災害においては、国や地方公共団体が行う「公助」、国民一人一人や企業等が自ら取り組む「自助」、地域の人々や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」がともに重要である。」（復興への提言（H. 23. 6. 25東日本大震災復興構想会議））</p>

	<p>○アクションプランのテーマとして「国民の健康寿命の延伸」「若者・高齢者の活躍推進」が取り上げられている。また、都市部での高齢者対策としての地域包括ケアシステムの構築として「都市部での急速な高齢化の進展に対して、住まい、生活支援、介護などのサービス提供確保方策（民間企業や互助の活用、住宅・施設サービス整備の課題等）、地方での都市部高齢者の受入時の課題と対応策等について、有識者と自治体関係者で構成する検討会で検討を進める必要がある」（日本再生戦略（H. 25. 6. 14 閣議決定））</p> <p>○「地域における課題解決や地域活性化の上で重要役割を果たしているNP0の活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を推進する必要がある」（経済財政運営と改革の基本方針（H. 25. 6. 14 閣議決定））</p>
行政の関与	<p>広域連携に関する効果の見えにくさや各地域ニーズやマッチングに関する情報の不足があり、成功事例の育成・普及の観点から行政の関与が不可欠。</p>
国の関与	<p>広域的な巨大災害に備えた防災や地域間交流及び地域活性化の促進等、地域を越えた広域的観点から、各地域・多様な主体が地域間で日頃から相互に連携・交流する関係を構築し、全国に普及させることが重要であるとともに、各地域に共通する広域連携に係る隘路を抽出し、共有していく上で国の関与が必要。</p>

施策等の効率性	<p>地方公共団体間の自主的な取組に委ねた場合、広域的な地域間連携の重要性等は地方公共団体等でも理解されており、個別の取組がなされているところであるが、災害に強い国土・地域づくり等の観点を含め、多様な主体と共同した「地域間連携」は、その効果の見えにくさ、他地域の地域資源に関する情報不足、人材不足等の理由から課題が円滑かつ効果的に解決されるとは言い難い。自治体間の取組によっても、ある程度広域連携の取組は進展することは考えられるが、その結果の全国への展開・普及という観点が希薄であり、効果は限定的である。一方、本施策によれば、下記費用はかかるものの、国が地域間連携、交流人口拡大の推進の観点から全国各地の事例を対象とした検討、比較を行うことにより、各案件の長所、短所等も相対的かつ客観的に把握可能となり、全国への効率的かつ効果的な普及施策の展開が期待できる。</p>
費用	<p>【84百万円（平成26年度予算要求額）】</p> <p>協議会設立（ワークショップ等）、活動計画の策定（データ収集・分析、専門家招聘、アンケート等）、活動計画に基づく具体的取り組みの実施（活動周知のための広報、運営費等）のための費用</p>
効果	<p>国としてモデル案件の調査を実施し、ノウハウの・課題等を抽出、事例集の作成や報告会を通じ、全国への普及が図られるが、今後、全国で地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の取組を行う際、効果的かつ効率的な実施が期待される。</p>

代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の有効性	本施策の実施により、多様な主体による広域的な地域間連携が促進され、地域活性化や災害に強い国土形成の推進を図ることが可能。	
その他特記すべき事項	平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。	

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等	多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業の創設		
担当課	国土政策局地方振興課	担当課長名	課長 木下 一也
施策等の概要	<p>地方部における地域の活性化を図るため、地域金融機関、地元民間企業、地域のNPO等から構成される地域づくり活動支援体制（地域づくりプラットフォーム）構築事業を創設し、多様な主体による地方部の地域づくり活動の掘り起こし、ハンズオン支援等の中間支援活動に対して支援を行う。また、各地域づくりプラットフォームの活動を促進するための全国ネットワークの立上げに向けた検討を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：125百万円】</p>		
施策等の目的	多様な主体による事業型の地域づくり活動（地域ビジネス）等を生み育てる仕組みを構築し、地方における地域資源を活かした新たな地域ビジネス等を創出することによって地域の活性化を図ることを目的とする。		
政策目標	10	国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
施策目標	37	総合的な国土形成を推進する	
業績指標	—		
検証指標	新たに形成される地域づくりプラットフォーム数		
目標値	60プラットフォーム		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>地域課題の解決や地域の活性化を進めるために様々な地域づくり活動が行われているが、それらに対しては適切な支援（中間支援）が必要である。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>しかし、現状においては、地域づくりプラットフォームを組織することの必要性に対する意見や要望等は存在するものの、実行するための資金・情報・人材等が不足していることにより、連携体制の構築が進んでいない。中間支援を行うに当たっては地域内におけるノウハウを有する関係機関の協力・連携体制の整備が重要とされている一方で、そのような体制は一部で一時的に取られているのみに留まっており、継続的なものとなっていない。</p>		

	<p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>地域ビジネスの創出による地域の活性化を図るには、多様な地域づくり活動に対して多面的・継続的に支援していく体制を構築することが必要である。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ビジネスを生み育てるために現場の活力や知恵を結集する仕組みとして、地域金融機関、地元民間企業、地域のNPO等から構成される地域づくりプラットフォームに対して、初期支援を行うことにより、連携体制の構築を加速させるとともに、地域づくり活動の掘り起こし、ハンズオン支援等の中間支援活動に対して支援を行う。</li> <li>・各地域づくりプラットフォームの活動を促進するための全国ネットワークの立ち上げに向けた検討を行う。また、各地方整備局も活用しながら、シンポジウム等による広報、優良事例の表彰による認知度の向上を図る。</li> </ul>
社会的ニーズ	<p>「地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する」必要がある。（経済財政運営と改革の基本方針（H25.6.14））</p> <p>また、これまで本課で実施してきた調査業務において、現場の地域づくり活動団体や中間支援組織から地域づくりプラットフォーム構築の必要性や要望が挙げられている。</p>
行政の関与	<p>多様な主体の連携体制の構築は、NPOや地域金融機関等の間における個別の協議では限界があり、行政の関与は不可欠である。</p> <p>また、行政が関与することによって、個々の地域づくりプラットフォームや、それらの連携によって構築される全国ネットワークの信頼性・認知度等を向上させることができ、支援活動の幅がより拡大され、円滑な活動を推進することが可能となる。</p>
国の関与	<p>地域づくりプラットフォームは先導的な取組であり、自立的・継続的運営がなされている例が少なく、また、地方公共団体はこのような連携体制構築のノウハウ等が不十分なため、国が率先して関与し、事業を推進していくことが不可欠である。</p> <p>また、地域づくりプラットフォーム同士を結び付け、情報の共有やノウハウの蓄積、広報等を実施し、機能させるための全国ネットワークを立ち上げるためには、全国的な視点から、国が関与し、初期段階の支援等を行うことが不可欠である。</p>

<p>施策等の効率性</p>	<p>各中間支援組織等がその場での必要に応じた連携体制を構築し、地域づくり活動に対して個別に支援を行うこととした場合は、地域づくり活動団体が抱える個別の課題に対しては効果を発揮することが出来るが、拡張性、継続性が無</p>
----------------	---

	<p>く、他の課題やプロジェクトに対応することが困難となる。その結果、中間支援組織と地域金融機関、民間企業のみ連携等、一時的な個別での連携では地域づくり活動団体に対して実施できるハンズオン支援の分野や内容が一面的となり、効果は限定されたものとなる。これに対し、地域づくりプラットフォームを形成した場合、多様な地域づくり活動団体の抱える課題に対し、継続的に柔軟かつ迅速な対応が可能となる。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>費用</td> <td>125百万円（平成26年度予算要求額）</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>地域づくり活動が活発に行われることにより、地方における地域資源を活かした新たな地域ビジネス等が創出され、地域の活性化が図られる。</td> </tr> </table>	費用	125百万円（平成26年度予算要求額）	効果	地域づくり活動が活発に行われることにより、地方における地域資源を活かした新たな地域ビジネス等が創出され、地域の活性化が図られる。
費用	125百万円（平成26年度予算要求額）				
効果	地域づくり活動が活発に行われることにより、地方における地域資源を活かした新たな地域ビジネス等が創出され、地域の活性化が図られる。				
代替案との比較	概要	—			
	費用	—			
	効果	—			
	比較	—			
施策等の有効性	<p>本施策を実施することにより、地方部における地域づくり活動が活性化することや、新たな地域づくり活動が掘り起こされることにより、新たな地域ビジネス等が創出され、地域が活性化される。また、各地域づくりプラットフォームの活動を促進するための全国ネットワークの立ち上げにより、共通事例を全国に普及させることも可能となることから、有効なものである。</p>				
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土形成計画（全国計画）（平成20年7月閣議決定） 広域的なブロックの自立的発展を戦略的な目標とする一方で、コミュニティレベルの課題については、「『新たな公』を基軸とする地域づくり」を計画横断的な戦略的目標として掲げた。</li> <li>・「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、「地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性の向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する」とされているところである。</li> <li>・平成29年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。</li> </ul>				

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	イノベーションをもたらす地理空間（G空間）情報の活用の推進		
担当課	国土政策局国土情報課	担当課長名	課長 橋本 裕治
施策等の概要	<p>世界最高水準のIT社会の実現に資する「地理空間（G空間）情報高度活用社会」を目指し、防災・減災や地域活性化等に資する地理空間情報サービスの実証プロジェクトを展開する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：200百万円】</p>		
施策等の目的	<p>地理空間情報を活用した防災・減災の高度化や地域活性化につながる先導的なプロジェクトを実証し、課題解決の具体方策やノウハウなどをとりまとめ、イノベーションをもたらす地理空間情報の活用を全国へ普及促進する。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
業績指標	—		
検証指標	実証プロジェクト実施件数		
目標値	5箇所以上		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>スマートフォンの普及や実用準天頂衛星の4機体制整備（2010年代後半）等、地理空間情報活用の基盤整備が急速に進む中、防災・減災対策の高度化、地域活性化等の観点から、誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づく的確な情報を入手し行動できたりする「地理空間（G空間）情報高度活用社会」の実現に向けた更なるイノベーションが必要。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>地理空間情報を活用することで可能となる高度な分析、サービスの具体的なイメージの提供が不足している。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>地理空間情報を活用した先導的なプロジェクトの実証等を通じ、課題解</p>		

	<p>決の具体方策やノウハウなどをとりまとめ、全国に普及促進する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>防災・減災、地域活性化等に資する地理空間情報サービスの実証を実施し、地理空間情報を活用した防災の高度化及び地域活性化等の成功モデルの普及啓発を図る。</p>
社会的ニーズ	<p>新事業・新サービスの創出のためには、地理空間（G空間）情報活用モデルの構築・展開等が必要である。（「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）及びその工程表）</p> <p>なお、G空間×ICT推進会議等において、地理空間情報を活用した実証プロジェクトが企業や大学等から多数提案されている。</p>
行政の関与	<p>防災・減災、地域活性化といった公益性の高いサービスの創出にあたっては、公共データの利用促進や産学官で連携した推進体制などの点で行政の関与は不可欠。</p>
国の関与	<p>地方公共団体のみでは推進が難しい新規性や効果の高い実証プロジェクトを実証するためには、国が主体となって取り組む必要がある。また、地理空間情報の活用を一部の先進地域にとどめず、実証の結果の成功モデルを全国的に広く普及促進する上でも、国において取り組む必要がある。</p>

施策等の効率性	<p>地方公共団体または民間事業者等の自主性による取組に任せた場合、地理空間情報を活用した防災・減災、地域活性化のサービスモデルは未だ十分確立されていないことから、公益的な観点から効果が高くても採算のとれないプロジェクトが回避されるとともに、プロジェクトの効果は地域限定的なものに留まる。</p> <p>一方、本施策は、地方公共団体や民間事業者等のみでは推進が困難な、新規性や効果の高いプロジェクトを実証した成果を一部の先進地域にとどめず、全国的に広く普及促進するという意味で効果的である。</p>	
費用	【200百万円（平成26年度予算要求額）】	
効果	地理空間情報を活用したサービスの具体的な成功モデルが明らかとなり、防災・減災や地域活性化に活用する取組が全国的に広がる。	
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—

		比較	—
	施策等の有効性		<p>本施策を通じて、地理空間情報を活用した防災・減災や地域活性化といった公益性の高いサービスを創出し、またサービス創出に向けての課題解決方策等を提示して、その知見を全国的に普及促進させることにより、「地理空間（G空間）情報高度活用社会」の実現に大きく寄与する。</p>
	その他特記すべき事項		<p>○世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日 閣議決定）（関係箇所抜粋、再掲）</p> <p>Ⅲ. 1. (1) ①公共データの民間開放（オープンデータ）の推進</p> <p>公共データの利用促進のために・・・利用ニーズの発掘・喚起、利活用モデルの構築・展開…にも積極的に取り組み、新ビジネス・新サービスの創出を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程表（p 4） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進</li> </ol> </li> <li>・ 地理空間情報（G空間情報）を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進</li> </ul> <p>○平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	奄美群島の振興開発に係る交付金制度の創設		
担当課	国土政策局 特別地域振興官	担当課長名	特別地域振興官 岡野 克弥
施策等の概要	<p>本交付金制度の創設により、奄美群島において鹿児島県及び群島内市町村が自立的で持続可能な発展のための取組を実施するにあたり、地域が自らその責任のもと着実に施策を実行することができるようになる。（予算関係、法令関係）</p> <p>【予算要求額：3,049百万円】</p>		
施策等の目的	<p>奄美群島では、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情により未だ本土との間に所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されていることから、自立的で持続可能な発展に向けた地域の取組みを後押しする仕組みとして交付金を創設し、より一層地域の特性を活かして農業、観光等の産業振興による雇用拡大と定住促進を図ることを目的とする。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	39 離島等の振興を図る		
業績指標	170 ②奄美群島の総人口		
検証指標	—		
目標値	112千人以上（平成24年度実績値：117千人）		
目標年度	平成30年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>奄美地域の総人口減少を抑制するため、これまで個別補助金により産業振興や定住促進のための各種施策を行っているが、依然として人口の減少が続いている。（H17～H22国調：約6%減）</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>かつての主要産業であった大島紬業（S55事業規模：287億円→H24事業規模：5.4億円）やさとうきび農業（H60事業規模：150億円→H23事業規模：61億円）が衰退し地域の雇用吸収力が大幅に減少したが、その後雇用吸収力がある新たな産業が創出されていない。</p> <p>また、奄美群島の市町村は厳しい財政事情（H23財政力指数：0.15）により、その取組みが不十分となっている。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>総人口減少を抑制するためには、地域主体の雇用創出のための新たな支援制度の創設が必要</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>意欲ある地方公共団体が、成果目標を設定した事業計画に基づいて主体的に行う奄美群島の産業振興による雇用拡大や定住の促進のための取組を支援し、奄美群島の自立的発展の促進を図る。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。」必要がある。（『経済財政運営と改革の基本方針について』（平成25年6月14日閣議決定））</p>
<p>行政の関与</p>	<p>平成25年2月に奄美群島市町村長会が策定した『奄美群島成長戦略ビジョン』においては、「奄美群島の自立的発展実現の主体的役割の担い手＝民間企業等」と「民間を支え、積極的に支援する行政」というそれぞれの位置付けを明確にするとともに、これまでの行政主導の産業振興モデルから、活発で自立的な民間企業等の活動を出発点とした産業振興モデルへの転換が必要である」とされている。</p> <p>しかし、産業振興、定住促進の取組みを、地理的・自然的・歴史的条件等の特殊条件を抱える奄美群島において進めることは、民間事業者や個人の自助努力だけでは限界があることから、そのための取組みには、行政の関与が不可欠である。</p>
<p>国の関与</p>	<p>地方公共団体は財政難から限定的な取組みしかできず、効果が十分に得られないことから、国が関与する必要がある。</p>

<p>施策等の 効率性</p>	<p>国の補助なく地方公共団体が産業振興、定住促進の取組みを単独事業等として実施した場合、国費の支出はないが、地方公共団体の単独事業等としての取組の実現には限界があり、当該地方公共団体等の財政事情によっては取組自体がなされず、またなされたとしても国庫補助がある場合と比してより厳しい予算制約がある中での取組の実施では、その効果は限定的であり、目的を達成することは困難である。</p> <p>加えて、厳しい財政事情の中での単独事業等としての取組の実施は、当該地方公共団体の財政をより一層圧迫することとなる。</p> <p>このため、国の補助がないため国費の支出はないが、地方単独事業等では、取組の実現性や効果の限定性等の点で、奄美群島における産業振興、定住促進という目的を十分に達成することができない。</p> <p>一方、本施策によれば、下記の費用は要するものの、農業、観光等の産業振</p>
---------------------	--

		興による雇用拡大と定住促進を図ることができ、奄美群島の総人口減少の抑制に大きく寄与することが見込まれる。
	費用	3,049百万円（平成26年度予算要求額） 奄美群島における産業振興、定住促進のため、意欲ある地方公共団体が主体的に行う取組みに対する国の支援。
	効果	国の補助により、厳しい財政事情におかれている奄美群島の地方公共団体においても産業振興、定住促進のための取組みの実現が図られる。
代替案との比較	概要	—
	費用	—
	効果	—
	比較	—
施策等の有効性		本交付金制度の創設により、鹿児島県及び群島内市町村が地域自らその責任のもと自立的で持続可能な発展に向けた地域の取組みを行う際の国による後押しが可能となり、これまで以上に地域の特性を活かして農業、観光等の産業振興による雇用拡大と定住促進を図ることができ、奄美群島の総人口減少を抑制する効果があり有効である。
その他特記すべき事項		○奄美群島振興開発審議会意見具申『奄美群島の振興開発について』（平成25年7月8日）「・・・自立的で持続可能な発展のための取組みは、地域が自らその責任のもと着実に施策を実行することが必要であるが、今回策定の「成長戦略ビジョン」の実現に向けた取組みと、これを踏まえ鹿児島県自らも振興開発を推進しようとする取組みはこれに当たると考えられるため、今後はこれらの取組みを後押しする交付金など、自らの責任で地域の裁量に基づく施策の展開を行う仕組みが必要である。」 ○平成26年度政策チェックアップ（平成27年度実施）以降のチェックアップにより事後評価を実施